

山間地等における難視聴解消のための受信障害対策中継放送を行う
基幹放送局の免許及び再免許申請
手続について

令和5年4月
総務省情報流通行政局

《 目次 》

1	はじめに	1
2	記載要領		
	(1) 無線局免許申請書(様式例1)	5
	(2) 無線局事項書(様式例2)	15
	(3) 工事設計書(様式例3)	50
3	テレビジョン放送の受信障害対策中継放送を行う 基幹放送局の開設に当たっての調整ガイドライン	70
4	ラジオ放送の受信障害対策中継放送を行う基幹放 送局の開設に向けた調整及び同期放送設備の設置・運 用のためのガイドライン	73
5	受信障害対策中継放送を行う基幹放送局に関する Q & A	76
6	参考条文	94
7	本件に関する連絡先	114

《はじめに》

地上基幹放送事業者（NHKや民間地上基幹放送事業者）は難視聴解消を促進するため、中継局の設置等を鋭意進めてきたところですが、放送事業者は事業経営上段階的に置局を進めざるを得ないため、早急な置局の見通しがたたない場合には、市町村や受信組合等が自ら難視聴解消のための中継局を設置することを希望することが考えられ、こうした要望に応えるため、平成2年の電波法改正において、放送事業者以外の者が、すべての放送番組に変更を加えないで、受信の障害が発生している区域において、同時に再放送する受信障害対策中継放送を行う放送局を開設することが可能となるように制度整備を行いました。

地上放送のデジタル化の推進に当たり、平成19年には、地上デジタルテレビジョン放送についても、受信障害対策中継放送を行う放送局を開設することができるように制度を改正し、現在多数の地上デジタルテレビジョン放送を再放送する受信障害対策中継放送局が運用されています。

一方、ラジオ放送の受信障害対策中継を行う基幹放送局については、平成26年4月にAMラジオ放送の都市型難聴対策等を目的としたAMラジオ放送のFM補完中継局の制度整備を行ったことを受け、FMラジオ放送においても、リアス式海岸地域や山間地等の極小規模な難聴地域の解消のため、FMラジオ放送（AMラジオ放送のFM補完中継局による放送を含む）を再放送する受信障害対策中継局を開設することが可能となるように制度整備を行いました。

本紙は、これら地上デジタルテレビジョン放送及びFMラジオ放送による受信障害対策中継を行う基幹放送局の免許又は再免許の申請における手続きに関し、制度の概要、申請書記載要領及びQ&Aについてお示しするものです。

《基本事項》

「受信障害対策中継放送を行う基幹放送局」は、

- 1 開設したい場合は、電波法の手続により免許申請を行い、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を得なければなりません。
- 2 使用する無線設備（送信機）は、電波法に定められた技術基準に合致していなければなりません。
- 3 電波法・放送法に基づく規定により運用する必要があります。
※NHK及び民放が、各地に設置している「基幹放送局」と同じ局種です。
- 4 地上基幹放送事業者が放送している全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送するもので、独自の放送を行うことはできません。

このように、当該基幹放送局は、国民の皆様が直接視聴することから重要な無線局です。ルールはありますが、基幹放送事業者以外の方であっても、基幹放送局を開設することが可能となっています。

《新規開局までの流れ》

1 開設希望者の事前準備

各総合通信局（別添参照）にご相談ください。

ご相談の際に、①②の点について事前にお調べ下さい。

- ① どこで、どの範囲で放送の視聴を可能としたいのか。
 - ア その範囲の視聴世帯数（おおよそで結構です）
 - イ 送信点の設置場所（可能であれば東経北緯）
- ② だれが開設をするのか。（だれが免許人になるのか）

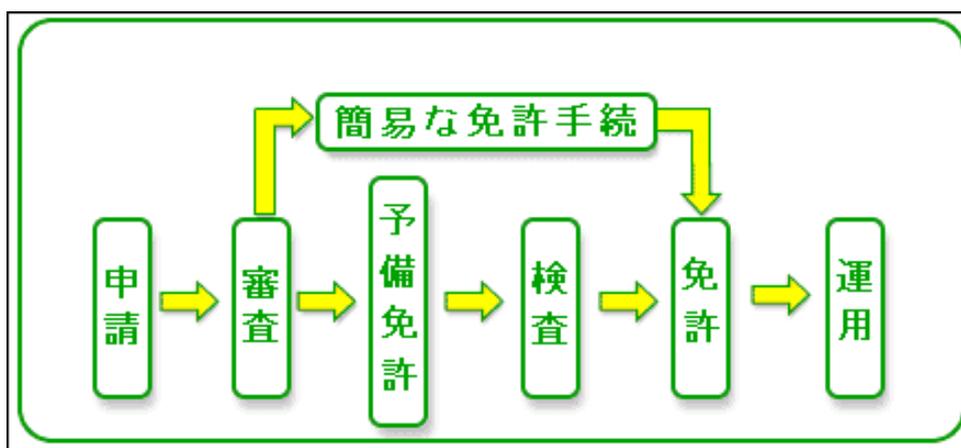
その他、次の内容も含めてお話を伺います。

- ・ 基幹放送事業者が開設する中継局のエリアではないか。
- ・ 現状において、基幹放送事業者の中継局が開設される予定はないか。
- ・ 開設するための資金の目処はついているのか。
- ・ いつから、放送を実施したいのか。
- ・ 無線局申請書の提出（記載内容を含む）について
- ・ 再放送に関する元の基幹放送事業者との調整について

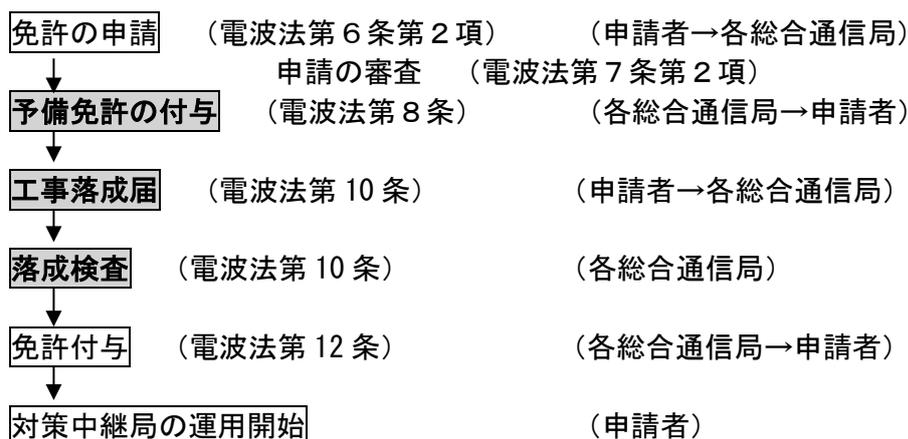
2 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許手順

テレビジョン放送の受信障害対策中継を行う基幹放送局に使用する無線設備の空中線電力が0.05W以下のものは、平成20年5月から技術基準適合証明を取得することが可能な対象設備となりました。また、ラジオ放送の受信障害対策中継を行う基幹放送局に使用する無線設備の空中線電力が0.25W以下のものは、平成27年11月から技術基準適合証明を取得することが可能な対象設備となりました。

この場合の基幹放送局の免許手順（簡易な免許手続（下図参照））は、予備免許や検査が省略され、免許申請を審査した結果、法令に適合している場合は、免許が付与され即日運用が可能となります。



【免許申請の手順】



※ **簡易な免許手続の場合** 技術基準適合証明を取得した無線設備のみを使用する基幹放送局の場合は、網掛けの部分は省略できます。

3 免許申請書の提出

受信障害対策中継放送を行う基幹放送局を開設するに当たっては、次の書類を提出する必要があります。

1 免許申請書を窓口又は郵送で提出する場合

(申請手数料額)

0.1W以下テレビ：11,300円

0.1W以下ラジオ：9,700円 0.1Wを超え3W以下ラジオ：39,100円)

申請者 → 書類を整えて後述する連絡先(各総合通信局)へ提出してください。

- 提出書類 (1) 無線局免許申請書 1部
(2) 添付書類 ① 無線局事項書 2部
② 工事設計書 2部

2 電子申請を行う場合

(申請手数料額)

0.1W以下テレビ：8,600円

0.1W以下ラジオ：7,500円 0.1Wを超え3W以下ラジオ：28,400円)

電波利用 電子申請・届出システム <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

4 記載例

(1) 無線局免許申請書

テレビ：「様式例1-1(5頁)」(記載要領は13頁)

ラジオ：「様式例1-3(9頁)」(記載要領は13頁)

(2) 添付書類

① 無線局事項書

テレビ：「様式例2-1(15頁)」(記載要領は21頁)

ラジオ：「様式例2-3(33頁)」(記載要領は39頁)

③ 工事設計書

テレビ：「様式例3-1(50頁)」(記載要領は56頁)

ラジオ：「様式例3-2(60頁)」(記載要領は66頁)

《再免許申請の手続の流れ》

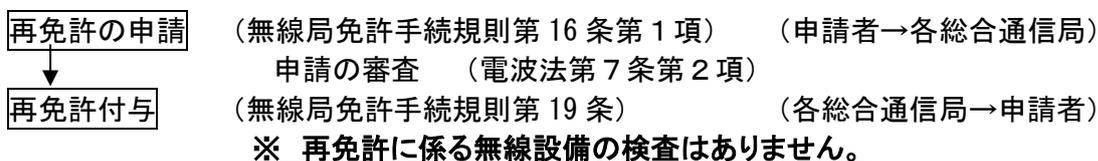
1 再免許の申請時期

受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許期間は5年間(注)であり、免許有効期間後も引き続き、受信障害対策中継放送を行うには、再免許を受ける必要があります。

再免許の申請は、免許の有効期間満了の6か月前から3か月前までの間に行う必要があります(免許を受けた時点でその有効期間が1年以内である無線局については、有効期間満了の1か月前まで)。

注：基幹放送局は、一部の例外を除いて免許の有効期間の満了する時期が統一されているため、最初の免許の際の有効期間は5年に満たない場合がほとんどです。

【再免許申請の手順】



2 再免許申請書の提出

再免許に当たっては、次の書類を提出する必要があります。

1 再免許申請書を窓口又は郵送で提出する場合

(再免許申請手数料額 テレビ：6,000円 ラジオ：5,200円)

申請者 → 書類を整えて後述する連絡先(各総合通信局)へ提出してください。

○提出書類 (1) 無線局再免許申請書 1部

(2) 添付書類 ① 無線局事項書 2部

② 工事設計書 2部(※)

※ 工事設計書の内容に変更がない場合は提出を省略できます。

2 電子申請を行う場合

(再免許申請手数料額 テレビ：4,300円 ラジオ：3,700円)

電波利用 電子申請・届出システム <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

3 記載例

(1) 無線局再免許申請書

テレビ：「様式例1-2(7頁)」(記載要領は14頁)

ラジオ：「様式例1-4(11頁)」(記載要領は14頁)

(2) 添付書類

① 無線局事項書

テレビ：「様式例2-2(24頁)」(記載要領は30頁)

ラジオ：「様式例2-4(42頁)」(記載要領は48頁)

※ 放送区域に変更がない場合は放送区域を示す地図の提出を省略できます。

② 工事設計書

テレビ：「様式例3-1(50頁)」(記載要領は56頁)

ラジオ：「様式例3-2(60頁)」(記載要領は66頁)

※ 工事設計書の内容に変更がない場合は提出を省略できます。

3 免許又は再免許に関する事項（注3）

① 無線局の種別及び局数	特定地上基幹放送局 (高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送 (超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。) (デジタル放送・受信障害対策中継放送)) 1局	
② 識別信号		
③ 免許の番号		
④ 免許の年月日		
⑤ 希望する免許の有効期間		
⑥ 備考	0.01W : 1局×11,300円 合計 11,300円	

(参考)
0.1W以下のもの 11,300円

4 電波利用料（注4）

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 <input type="checkbox"/> その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注5）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 ()
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先（注6）

所属、氏名	フリガナ デンパシシミンカナンチョウカイショウガカリ デンパカイショウ 電波市市民課難視聴解消係 電波 解消
電話番号	01-2345-6789
電子メールアドレス	digital@denpa-city.com

電子申請の場合は、この様式による提出ではありません。

総務省電波利用電子申請・届出システム

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.htm>

様式例 1-2 (テレビ・再免許)

無線局免許 (再免許) 申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄 (注1) 割印等しないこと	5,000円×1枚
	1,000円×1枚
	合計 6,000円

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者 (注2)

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (1 2 3 - 4 5 6 7) 電波県電波市電波1丁目2番地3
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ デンパシ ジュシンヨシオ 電波市 受信良夫
法人番号	

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号)	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等 (同条第1項第1号から第3号まで)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員割合 (同項第4号)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	議決権割合 (同号)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等 (同条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

3 免許又は再免許に関する事項（注3）

① 無線局の種別及び局数	特定地上基幹放送局 (高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送 (超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。) (デジタル放送・受信障害対策中継放送)) 1局
② 識別信号	電波市デジタルテレビSHV
③ 免許の番号	○放第△△号
④ 免許の年月日	令和●年●月●日
⑤ 希望する免許の有効期間	
⑥ 備考	テレビジョン再免許：1局×6,000円 合計 6,000円

現に免許を受けている局の名称を記載してください。

現に免許を受けている局の免許の番号及び免許を受けた日を記載してください

(参考)
再免許は、6,000円

4 電波利用料（注4）

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 <input type="checkbox"/> その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注5）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先（注6）

所属、氏名	フリガナ デンパシミンカンナンチョウカイショウガカリ デンパカイショウ 電波市市民課難視聴解消係 電波 解消
電話番号	01-2345-6789
電子メールアドレス	digital@denpa-city.com

電子申請の場合は、この様式による提出ではありません。

総務省電波利用電子申請・届出システム

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.htm>

様式例 1-3 (ラジオ・新規開局)

無線局免許 (再免許) 申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄 (注1) 割印等しないこと	1,000円×9枚
	300円×2枚
	合計 9,700円

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者 (注2)

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (1 2 3 - 4 5 6 7) 電波県電波市電波1丁目2番地3
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ デンパシ ジュシンヨシオ 電波市 受信良夫
法人番号	

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号)	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等 (同条第1項第1号から第3号まで)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員割合 (同項第4号)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	議決権割合 (同号)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等 (同条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

3 免許又は再免許に関する事項（注3）

① 無線局の種別及び局数	特定地上基幹放送局 (超短波放送(受信障害対策中継放送)) 1局	
② 識別信号		
③ 免許の番号		
④ 免許の年月日		
⑤ 希望する免許の有効期間		
⑥ 備考	0.01W : 1局×9,700円 合計 9,700円	(参考) 0.1W以下のもの: 9,700円 0.1Wを超え3W以下のもの: 39,100円

4 電波利用料（注4）

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 <input type="checkbox"/> その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注5）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先（注6）

所属、氏名	フリガナ デンパシシミンカナンチョウカイショウウガカリ デンパカイショウ 電波市市民課難視聴解消係 電波 解消
電話番号	01-2345-6789
電子メールアドレス	digital@denpa-city.com

電子申請の場合は、この様式による提出ではありません。

総務省電波利用電子申請・届出システム
<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.htm>

様式例 1-4 (ラジオ・再免許)

無線局免許 (再免許) 申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄 (注 1) 割印等しないこと	5,000 円 × 1 枚 100 円 × 1 枚 合計 5,200 円
------------------------------	--

- 電波法第 6 条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第 4 条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第 16 条第 1 項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第 16 条の 2 の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第 16 条第 1 項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第 16 条の 3 の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者 (注 2)

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (1 2 3 - 4 5 6 7) 電波県電波市電波 1 丁目 2 番地 3
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ デンパシ ジュシンヨシオ 電波市 受信良夫
法人番号	

2 電波法第 5 条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第 5 条第 2 項各号)	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等 (同条第 1 項第 1 号から第 3 号まで)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員の割合 (同項第 4 号)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	議決権の割合 (同号)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等 (同条第 3 項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

3 免許又は再免許に関する事項（注3）

① 無線局の種別及び局数	特定地上基幹放送局 (超短波放送 (受信障害対策中継放送))	1局
② 識別信号	電波市ラジオSFM	現に免許を受けている局の名称を記載してください。
③ 免許の番号	○放第△△号	現に免許を受けている局の免許の番号、免許を受けた日を記載してください。
④ 免許の年月日	令和●年●月●日	
⑤ 希望する免許の有効期間		
⑥ 備考	テレビジョン再免許：1局×5,200円 合計 5,200円	(参考) 再免許は、5,200円

4 電波利用料（注4）

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。 <input type="checkbox"/> その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注5）

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先（注6）

所属、氏名	フリガナ デンパシシミンカナンチョウカイショウウガカリ デンパカイショウ 電波市市民課難視聴解消係 電波 解消
電話番号	01-2345-6789
電子メールアドレス	digital@denpa-city.com

◇ 様式例 1-1～4 に関して

● 無線局免許申請書（記載要領）

<新規開設申請の場合（様式例 1-1（テレビ）／1-3（ラジオ））>

注 1 収入印紙については、次によること。

- (1) 複数の無線局を申請する場合は、「3 ①無線局の種別及び局数」の欄の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。

（記載例：テレビジョン放送） 0.01W 3局× 11,300 円
————— 計 33,900 円

（記載例：ラジオ放送） 0.01W 3局×9,700 円
————— 合計 29,100 円

- (2) 免許規則第 8 条の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること
- (3) 該当欄に全部を貼付できない場合は、別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること
- (4) 収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

2 申請者の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を枠下に記載すること。
- (3) 法人番号の欄は法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 免許又は再免許に関する事項の記載は、次によること。

- (1) ①の欄は、無線局の種別（特定地上基幹放送局）を記載し、放送の種類（テレビジョン放送の場合：高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送・受信障害対策中継放送）、ラジオ放送の場合：超短波放送（受信障害対策中継放送））を付記すること。
- (2) 免許申請の場合は、②、③、④の記載は要しない。
- (3) ⑤の欄は、施行規則第 9 条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

4 電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

- (1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。
- (2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、1 年を単位とする期間を記載すること。

5 電波利用料納入告知書について、1 の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注 2 に準じて記載すること。

6 申請に関する連絡責任者の欄は、申請者が個人の場合には記載を要しない。

7 免許状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。

8 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

<再免許申請の場合（様式例 1-2（テレビ）／1-4（ラジオ））>

注 1 収入印紙については、次によること。

- (1) 複数の無線局を申請する場合は、「3①無線局の種別及び局数」の欄の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。

(記載例：テレビジョン放送) 0.01W 3局× 6,000円

合 計 18,000円

(記載例：ラジオ放送) 0.01W 3局×5,200円

合 計 15,600円

- (2) 免許規則第8条の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること

- (3) 該当欄に全部を貼付できない場合は、別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

- (4) 収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

2 申請者の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

- (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を枠下に記載すること。

- (3) 法人番号の欄は法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 免許又は再免許に関する事項の記載は、次によること。

- (1) ①の欄は、無線局の種別（特定地上基幹放送局）を記載し、放送の種類（テレビジョン放送の場合：高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送・受信障害対策中継放送）、ラジオ放送の場合：高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン超短波放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送））を付記すること。

- (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局を識別するための名称を記載すること。

- (3) ③の欄及び④の欄は、再免許の申請に限り、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

- (4) ⑤の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

4 電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

- (1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する口にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

- (2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する口にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、1年を単位とする期間を記載すること。

5 電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注1に準じて記載すること。

6 申請に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には記載を要しない。

7 免許状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。

8 用紙は、日本産業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

1 枚目

無線局事項書		様式例 2-1 (テレビ・新規開局)	
1 免許の番号			
2 申請 (届出) の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許		
3 無線局の種別コード	B C		
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	(記載例) 電波市は、電波県の北端に位置し、比較的なだらかな山間地帯に多くの集落が点在しています。その点在している集落の電波町の一部地域については、放送事業者が開設する中継局から放送電波が届かず、また新たな中継局の設置計画がないことから、地域住民がテレビを通して情報共有を行うため受信障害対策中継放送を行う基幹放送局を開設すべく申請を行うもの。		
5 住所	都道府県—市区町村コード [○○○○○] 〒(123-4567) 電波県電波市電波1-2-3 電話番号(01)2345-6789		
6 法人又は団体及び代表者氏名	フリガナ デンパシ ジュシンヨシオ 電波市 受信 良夫		
7 希望する運用許容時間			
8 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: ____ . ____ . ____ . <input checked="" type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 日目の日		
9 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input checked="" type="checkbox"/> 日付指定: <u> R O . O . O . </u> <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から ____ 月以内の日		
10 無線局の目的コード	無線局の目的コード	B B C	
	基幹放送の種類コード	S H V	
11 放送事項	コード	目的別種類	
		○○県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組	
12 識別信号			
13 基幹放送局の名称	電波市デジタルテレビSHV		
14 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	X 7 W 521.142857MHz (21ch) 533.142857MHz (23ch) 539.142857MHz (24ch) 575.142857MHz (30ch) 581.142857MHz (31ch) 587.142857MHz (32ch) 0.01W 最大実効輻射電力 0.02W		

2 枚目

15 無線局の区別			電波市デジタルテレビSHV	
16 無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県-市区町村コード	住所
	1	T	〇〇〇〇〇	電波県電波市電波3-2-1
	2	R	〇〇〇〇〇	電波県電波市電波3-2-2
17 無線設備の工事費			総額 7,200千円 送信設備 4,200千円 受信設備 1,600千円 土地・建物 1,100千円 その他 300千円	
18 認定を受けようとする者の氏名又は名称			法人又は団体	
			フリガナ	
			代表者氏名	
			フリガナ	
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要				
20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲				
21 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力				
22 事業計画等			(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者 又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input checked="" type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	
23 備考			1 中継の方法 電波補送中継局 → 電波市デジタルテレビSHV 2 元の放送事業者等の連絡先 電波放送局(株) 電波 守 (09-8765-4321) (株)電波テレビ ... 3 保守管理等担当者の連絡先 電波解消(株) 電波 綺麗 (09-4321-8765)	

5 枚目

28 無線局の区別	電波市デジタルテレビSHV
29 外国人等によって占められる 役員の割合	%
30 外国人等直接保有議決権割合	%



◇ 様式例 2-1 (テレビ・新規開局) に関して

● 無線局事項書 (記載要領)

- 注1 2の欄は、免許の申請を行う場合は、開設の□にレ印を付けること。
- 2 3の欄は、受信障害対策中継放送を行う放送局の場合は、「BC」と記載。BCは、「特定地上基幹放送局」のコード)
- 3 4の欄は、開設を必要とする理由をできる限り詳しく記載すること。
- 4 5及び6の欄は、次により記載すること。
- (1) 住所の欄は、次によること。
都道府県—市区町村コードは、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県及び市区町村コード(以下「都道府県コード」という。)により該当するコードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。
なお、都道府県コードを記入した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 法人又は団体及び代表者氏名の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 5 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「令和〇年〇月〇日」の場合は「R〇. 〇. 〇」のように記載すること。
- 6 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注5の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 7 10の欄は、テレビジョン放送の場合、無線局の目的コードには「BBC」、基幹放送の種類コードには「SHV」と記載すること。
- 8 11の欄の記載は、次によること。
放送事項は次のように記載すること。
(記載例) (何)県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組
- 9 13、15、24、26及び28の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望する名称)を記載すること。
(例)「申請者の名称又は略称」+「デジタルテレビ」+「SHV」
電波市が開設する場合は、「電波市デジタルテレビSHV」となる。
- 10 14の欄の記載は次によること。
希望する周波数等を記載すること。
(記載例) X 7 W
521. 142857MHz (21ch)
533. 142857MHz (23ch)
539. 142857MHz (24ch)
575. 142857MHz (30ch)
581. 142857MHz (31ch)
587. 142857MHz (32ch) 0.01W 最大実効輻射電力 0.02W
※ 空中線電力は、使用する送信設備の空中線電力を記載する。
- 11 16の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所(「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設

置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

12 17の欄は、次のように記載すること。

(記載例) 総額 7,200千円
 送信設備 4,200千円
 受信設備 1,600千円
 土地・建物 1,100千円
 その他 300千円

(注) 土地若しくは建物を購入し、又は借用するときは、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

13 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。

区別	提出する別紙
免許の申請の場合	(2) (17)

(1) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費 創業費 その他 合計	千円	

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(2) 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、適宜の様式により記載すること。

ア 見積表

(注1) 当該放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。

(記載例)

科目	第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
	事業収支	事業収支	事業収支	事業収支	事業収支
1 収益 維持・運営金 その他	千円	千円	千円	千円	千円
2 費用 工事費 設備維持費 人件費 その他					
備考					

(注2) 金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び維持・運営費用等について記載すること。

(注3) 収益が無い場合又は収益が費用を下回る場合は、費用の支出者について様式に適宜備考欄等を設け記載すること。

(記載例) ○○(株)より全て支出される。

イ 見積りの根拠 (※適宜の様式により記載すること。)

(ア) 収益

(記載例)

区分	単価
(記載例) 維持費 (1ヶ月) ・電気代	千円

・修繕積立金 ・その他 ※徴収世帯数 ○○世帯	
-------------------------------	--

(イ) 費用 (※ (ア) に準じて適宜の様式により記載すること。)

(記載例)

科目	金額	根拠
	千円	

14 23の欄は、次の事項を記載すること。

- (1) 中継の方法について、他の中継局等の名称を記載
 - ① 他の中継局の電波を受信して放送する場合
(記載例) 中継の方法 電波橋渡中継局 → 電波市デジタルテレビSHV
 - ② 有線により伝送された信号を受信し放送する場合
(記載例) 光伝送又は同軸伝送 ○○ケーブル(株) 電波 同軸 (09-8765-4321)
- (2) 元の放送事業者等の連絡先
(記載例) ○○放送局(株) 電波 守 (09-8765-4321)
株○○テレビ …
- (3) 保守管理等担当者の連絡先
(記載例) 電波解消(株) 電波 綺麗 (09-4321-8765)

15 25の欄の記載は、次によること。

- (1) 都道府県—市区町村コードの欄は、市、区、町又は村を単位に記載すること。
- (2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄には、最近の国勢調査による数を記載すること。

16 27の欄の記載は、次によること。

- (1) 都道府県—市区町村コードの欄には、市、区、町又は村を単位に記載すること。
- (2) 該当する□にレ印を付け、市、区、町又は村を単位に記載すること。
5万分の1以上の精密度を有する地図に、放送区域となる地域に指定された電界強度による電界強度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが1平方メートル以上となるときは、50万分の1又は20万分の1の精密度を有する地図に記載すること。

17 29の欄の記載は、法人又は団体（地方公共団体は0%と記載すること。）の場合に限って記載することとし、外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となり、四捨五入前の数値が3分の1未満であることが確認できないときは四捨五入せず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

18 30の欄の記載は、法人又は団体（地方公共団体は0%と記載すること。）の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

19 無線局事項書(添付図面を除く。)の用紙は、A4規格の用紙とする。

1 枚目

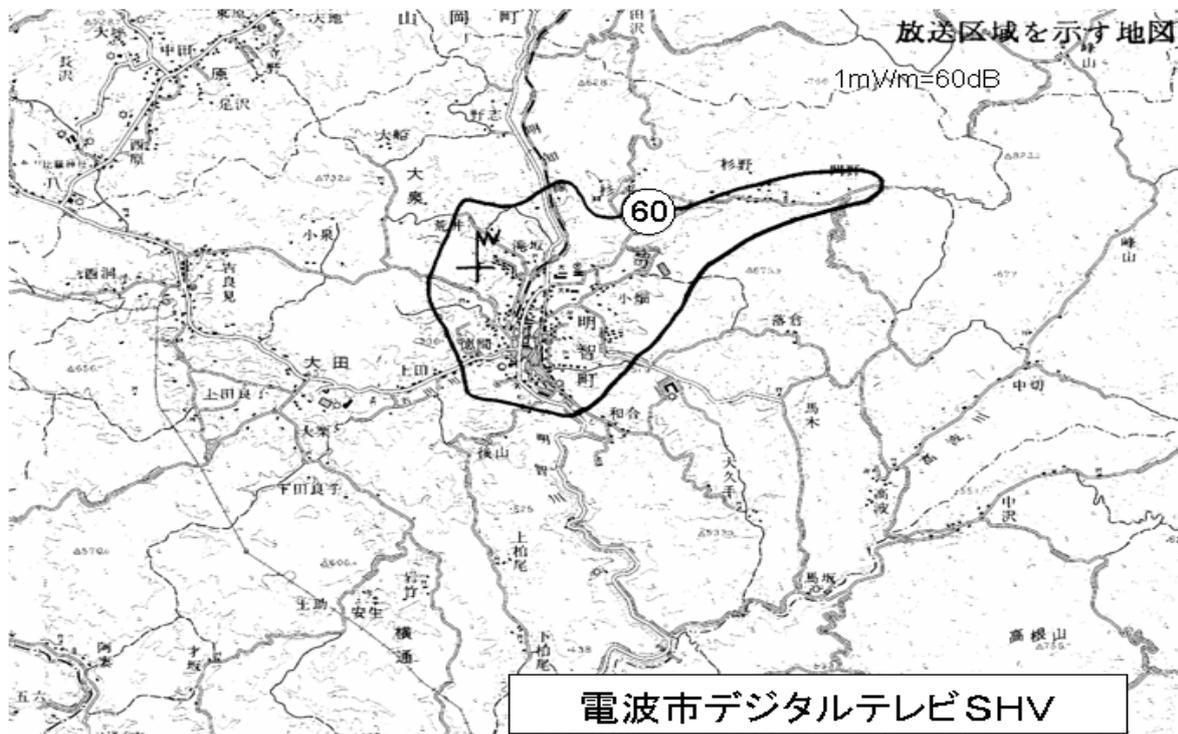
無線局事項書		様式例 2-2(テレビ・再免許)	
1 免許の番号	○放第△△号		
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 再免許		
3 無線局の種別コード	BC		
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	(記載例) 電波町の一部地域については、放送事業者が開設する中継局から放送電波が届かず、依然として新たな中継局の設置計画がないことから、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の継続開設により、引き続き地域住民がテレビを通して情報共有を行うため再免許の申請を行うもの。		
5 住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (123-4567) 電波県電波市電波1-2-3 電話番号 (01) 2345-6789		
6 法人又は団体及び代表者氏名	フリガナ デンバシ ジュシンヨシオ 電波市 受信良夫		
7 希望する運用許容時間			
8 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日目の日		
9 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月以内の日		
10 無線局の目的コード	無線局の目的コード	BBC	
	基幹放送の種類コード	SHV	
11 放送事項	コード	目的別種類	
		〇〇県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組	
12 識別信号			
13 基幹放送局の名称	電波市デジタルテレビSHV		
14 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	X7W 521.142857MHz (21ch) 533.142857MHz (23ch) 539.142857MHz (24ch) 575.142857MHz (30ch) 581.142857MHz (31ch) 587.142857MHz (32ch) 0.01W 最大実効輻射電力 0.02W		

2 枚目

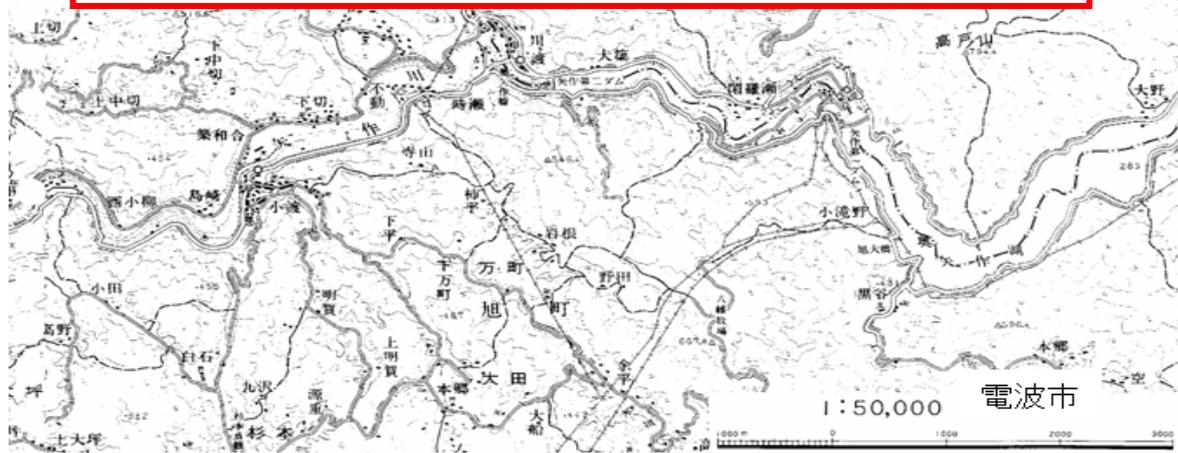
15 無線局の区別		電波市デジタルテレビSHV	
16 無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県-市区町村コード 住所
	1	T	〇〇〇〇〇 電波市電波市電波 3-2-1
	2	R	〇〇〇〇〇 電波市電波市電波 3-2-2
17 無線設備の工事費			
18 認定を受けようとする者の氏名又は名称		法人又は団体	
		フリガナ	
		代表者氏名	
		フリガナ	
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲			
21 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力			
22 事業計画等		(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input checked="" type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input checked="" type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	
23 備考		1 中継の方法 電波橋渡中継局 → 電波市デジタルテレビSHV 2 元の放送事業者等の連絡先 電波放送局側 電波 守 (09-8765-4321) 側電波テレビ ... 3 保守管理等担当者の連絡先 電波解消側 電波 綺麗 (09-4321-8765) 4 放送区域図については、現に免許をうけているものと同一のため添付を省略する。 5 工事設計書については、無線局免許手続規則第17条の規定に基づき提出を省略する。	

5 枚目

28 無線局の区別	電波市デジタルテレビSHV
29 外国人等によって占められる 役員の割合	%
30 外国人等直接保有議決権割合	%



既に提出されている放送区域図に
変更がない場合は提出を省略可能。



◇ 様式例 2-2 (テレビ・再免許) に関して

● 無線局事項書 (記載要領)

- 注1 1の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の免許の番号を記載すること。
- 2 2の欄は、再免許の申請を行う場合は、再免許の□にレ印を付けること。
- 3 3の欄は、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、「BC」と記載。BCは、「特定地上基幹放送局」のコード
- 4 4の欄は、継続開設を必要とする理由をできる限り詳しく記載すること。
- 5 5及び6の欄は、次により記載すること。
- (1) 住所の欄は、次によること。
都道府県—市区町村コードは、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県及び市区町村コード(以下「都道府県コード」という。)により該当するコードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記入した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 氏名又は名称の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 6 10の欄は、テレビジョン放送の場合、無線局の目的コードには「BBC」、基幹放送の種類コードには「SHV」と記載すること。
- 7 11の欄の記載は、次によること。
放送事項は次のように記載すること。
(記載例) (何)県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組
- 8 13、15、24、26及び28の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の名称を記載すること。
- 9 14の欄の記載は次によること。
希望する周波数等を記載すること。
(記載例) X 7 W
521.142857MHz (21ch)
533.142857MHz (23ch)
539.142857MHz (24ch)
575.142857MHz (30ch)
581.142857MHz (31ch)
587.142857MHz (32ch) 0.01W 最大実効輻射電力 0.02W
※ 空中線電力は、使用する送信設備の空中線電力を記載する。
- 10 16の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所(「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
- 11 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。

区別	提出する別紙
再免許の申請の場合	(17) (19)

- (1) 別紙(19)は、直前の決算期の計算書類を提出すること。
- (2) 別紙(17)は、別紙(19)として提出する直前の決算期の計算書類をもって代えることができる。ただし、最初の再免許の申請の場合において、現に受けている免許の日以降一回以上の決算を経っていない場合は、＜新規開設申請の場合＞の注13(2)の別紙(17)の記載方法に従い記載すること（この場合において、別紙(19)の提出は不要とする。）。
- 12 23の欄は、次の事項を記載すること。
- (1) 中継の方法について、他の中継局等の名称を記載
- ① 他の中継局の電波を受信して放送する場合
（記載例）中継の方法 電波橋渡中継局 → 電波市デジタルテレビSHV
- ② 有線により伝送された信号を受信し放送する場合
（記載例）光伝送又は同軸伝送 ○○ケーブル(株) 電波 同軸（09-8765-4321）
- (2) 元の放送事業者等の連絡先
（記載例1） ○○放送局(株) 電波 守（09-8765-4321）
株○○テレビ …
- (3) 保守管理等担当者の連絡先
（記載例）電波解消(株) 電波 綺麗（09-4321-8765）
- (4) 無線局免許手続規則第16条の2第3項及び第17条の規定に基づき、放送区域図及び工事設計書の提出を省略する場合のその旨
（記載例）・ 放送区域図については、現に免許をうけているものと同一のため添付を省略する。
・ 工事設計書については、無線局免許手続規則第17条の規定に基づき提出を省略する。
- 13 25の欄の記載は、次によること。
- (1) 都道府県—市区町村コードの欄は、市、区、町又は村を単位に記載すること。
- (2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄には、最近の国勢調査による数を記載すること。
- 14 27の欄の記載は、次によること。
- (1) 都道府県—市区町村コードの欄には、市、区、町又は村を単位に記載すること。
- (2) 該当する□にレ印を付け、市、区、町又は村を単位に記載すること。
5万分の1以上の精密度を有する地図に、放送区域となる地域に指定された電界強度による電界強度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが1平方メートル以上となるときは、5万分の1又は20万分の1の精密度を有する地図に記載すること。ただし、既に提出されている放送区域図に変更がない場合は提出を省略することができる。
- 15 29の欄の記載は、法人又は団体（地方公共団体は0%と記載すること。）の場合に限り記載することとし、外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となり、四捨五入前の数値が3分の1未満であることが確認できないときは四捨五入せず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。
- 16 30の欄の記載は、法人又は団体（地方公共団体は0%と記載すること。）の場合に限り記載することとし、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、3分の1未満であること

がわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること）。

17 無線局事項書(添付図面を除く。)の用紙は、A4規格の用紙とする。

1 枚目

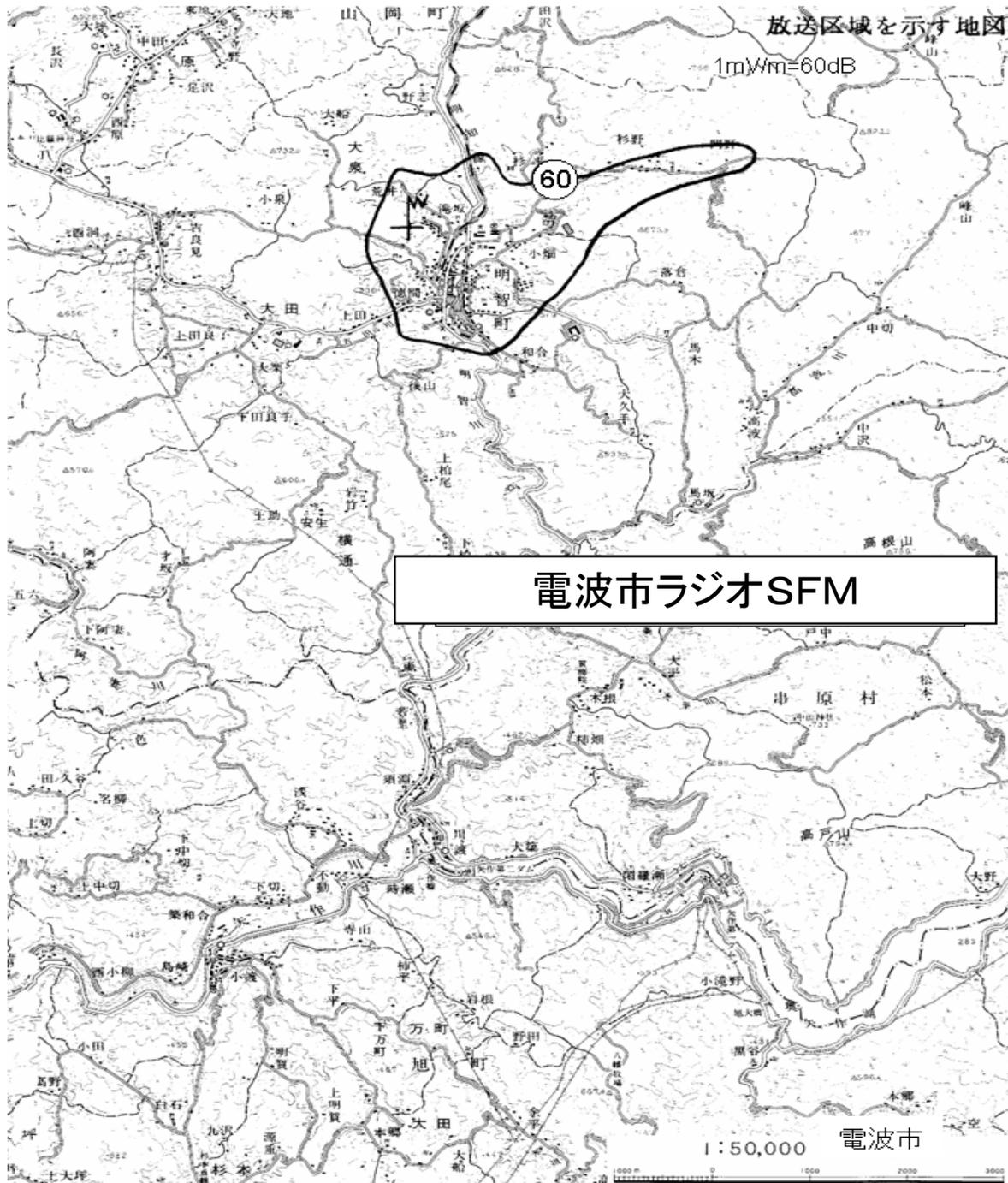
無線局事項書		様式例 2-3 (ラジオ・新規開局)
1 免許の番号		
2 申請 (届出) の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	
3 無線局の種別コード	B C	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	(記載例) 電波市は、電波県の北端に位置し、比較的なだらかな山間地帯に多くの集落が点在しています。その点在している集落の電波町の一部地域については、放送事業者が開設する中継局から放送電波が届かず、また新たな中継局の設置計画がないことから、地域住民がラジオを通して情報共有を行うため受信障害対策中継放送を行う基幹放送局を開設すべく申請を行うもの。	
5 住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (123-4567) 電波県電波市電波 1-2-3 電話番号 (01) 2345 - 6789	
6 法人又は団体及び代表者氏名	フリガナ デンパシ ジュシンヨシオ 電波市 受信 良夫	
7 希望する運用許容時間		
8 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定：____.____.____ <input checked="" type="checkbox"/> 予備免許の日から○月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日目の日	
9 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input checked="" type="checkbox"/> 日付指定：R○.○.○ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月以内の日	
10 無線局の目的コード	無線局の目的コード	B B C
	基幹放送の種類コード	S F M
11 放送事項	コード	目的別種類
		〇〇県においてラジオ放送を行っている放送事業者の放送番組
12 識別信号		
13 基幹放送局の名称	電波市ラジオ S F M	
14 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	F 8 E 76MHzから95MHzまで 0.25W 最大実効輻射電力 0.5W 90.6MHz 91.9MHz 93.3MHz	

2 枚目

15 無線局の区別		電波市ラジオSFM	
16 無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県-市区町村コード 住所
	1	T	〇〇〇〇〇 電波県電波市電波3-2-1
	2	R	〇〇〇〇〇 電波県電波市電波3-2-2
17 無線設備の工事費		総額 7,200千円 送信設備 4,200千円 受信設備 1,600千円 土地・建物 1,100千円 その他 300千円	
18 認定を受けようとする者の氏名又は名称		法人又は団体	
		フリガナ	
		代表者氏名	
		フリガナ	
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要			
20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲			
21 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力			
22 事業計画等		(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input checked="" type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	
23 備考		1 中継の方法 電波橋渡中継局 → 電波市ラジオSFM 2 元の放送事業者等の連絡先 電波放送局(株) 電波 守 (09-8765-4321) (株)電波ラジオ ... 3 保守管理等担当者の連絡先 電波解消(株) 電波 綺麗 (09-4321-8765)	

5 枚目

28 無線局の区別	電波市ラジオ S F M
29 外国人等によって占められる 役員割合	%
30 外国人等直接保有議決権割合	%



◇ 様式例 2-3 (ラジオ・新規開局) に関して

● 無線局事項書 (記載要領)

- 注1 2の欄は、免許の申請を行う場合は、開設の□にレ印を付けること。
- 2 3の欄は、受信障害対策中継放送を行う放送局の場合は、「BC」と記載。BCは、「特定地上基幹放送局」のコード)
- 3 4の欄は、開設を必要とする理由をできる限り詳しく記載すること。
- 4 5及び6の欄は、次により記載すること。
- (1) 住所の欄は、次によること。
都道府県一市区町村コードは、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県及び市区町村コード(以下「都道府県コード」という。)により該当するコードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。
なお、都道府県コードを記入した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 氏名又は名称の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 5 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「令和〇年〇月〇日」の場合は「RO. O. O」のように記載すること。
- 6 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注5の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 7 10の欄は、無線局の目的コードには「BBC」、基幹放送の種類コードには「SFM」と記載すること。
- 8 11の欄の記載は、次によること。
放送事項は次のように記載すること。
(記載例) (何)県において中波放送を行っている放送事業者の放送番組
- 9 13、15、24、26及び28の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望する名称)を記載すること。
(例)「申請者の名称又は略称」+「ラジオ」+「SFM」
電波市が開設する場合は、「電波市ラジオSFM」となる。
- 10 14の欄の記載は次によること。
希望する周波数等を記載すること。
(記載例) F 8 E 76MHzから95MHz 0.25W 最大実効輻射電力 0.5W
90.6MHz
91.9MHz
93.3MHz
※ 空中線電力は、使用する送信設備の空中線電力を記載する。
- 11 16の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所(「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
- 12 17の欄は、次のように記載すること。

(記載例) 総額 7,200千円
 送信設備 4,200千円
 受信設備 1,600千円
 土地・建物 1,100千円
 その他 300千円

(注) 土地若しくは建物を購入し、又は借用するときは、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

13 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。

区別	提出する別紙
免許の申請の場合	(2)(17)

(1) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費 創業費 その他 合計	千円	

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(2) 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、適宜の様式により記載すること。

ア 見積表

(注1) 当該放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。

(記載例)

科目	第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
	事業収支	事業収支	事業収支	事業収支	事業収支
1 収益 維持・運営金 その他	千円	千円	千円	千円	千円
2 費用 工事費 設備維持費 人件費 その他					
備考					

(注2) 金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び維持・運営費用等について記載すること。

(注3) 収益が無い場合又は収益が費用を下回る場合は、費用の支出者について様式に適宜備考欄等を設け記載すること。

(記載例) ○○株より全て支出される。

イ 見積りの根拠 (※適宜の様式により記載すること。)

(ア) 収益

(記載例)

区分	単価
(記載例) 維持費(1ヶ月) ・電気代 ・修繕積立金 ・その他	千円

※徴収世帯数 ○○世帯	
-------------	--

(イ) 費用 (※ (ア) に準じて適宜の様式により記載すること。)

(記載例)

科目	金額	根拠
	千円	

14 23の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 中継の方法について、他の中継局等の名称を記載

① 他の中継局の電波を受信して放送する場合

(記載例) 中継の方法 電波橋渡中継局 → 電波市ラジオSFM

② 有線により伝送された信号を受信し放送する場合

(記載例) 光伝送又は同軸伝送 ○○ケーブル(株) 電波 同軸 (09-8765-4321)

(2) 元の放送事業者等の連絡先

(記載例) ○○放送局(株) 電波 守 (09-8765-4321)

株○○ラジオ …

(3) 保守管理等担当者の連絡先

(記載例) 電波解消(株) 電波 綺麗 (09-4321-8765)

15 25の欄の記載は、次によること。

(1) 都道府県—市区町村コードの欄は、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄には、最近の国勢調査による数を記載すること。

16 27の欄の記載は、次によること。

(1) 都道府県—市区町村コードの欄には、市、区、町又は村を単位に記載すること。

(2) 該当する口にレ印を付け、市、区、町又は村を単位に記載すること。

5万分の1以上の精密度を有する地図に、放送区域となる地域に指定された電界強度による電界強度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが1平方メートル以上となるときは、50万分の1又は20万分の1の精密度を有する地図に記載すること。

17 29の欄の記載は、法人又は団体（地方公共団体は0%と記載すること。）の場合に限って記載することとし、外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となり、四捨五入前の数値が3分の1未満であることが確認できないときは四捨五入せず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

18 30の欄の記載は、法人又は団体（地方公共団体は0%と記載すること。）の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となる場合は四捨五入をせず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

19 無線局事項書（添付図面を除く。）の用紙は、A4規格の用紙とする。

1 枚目

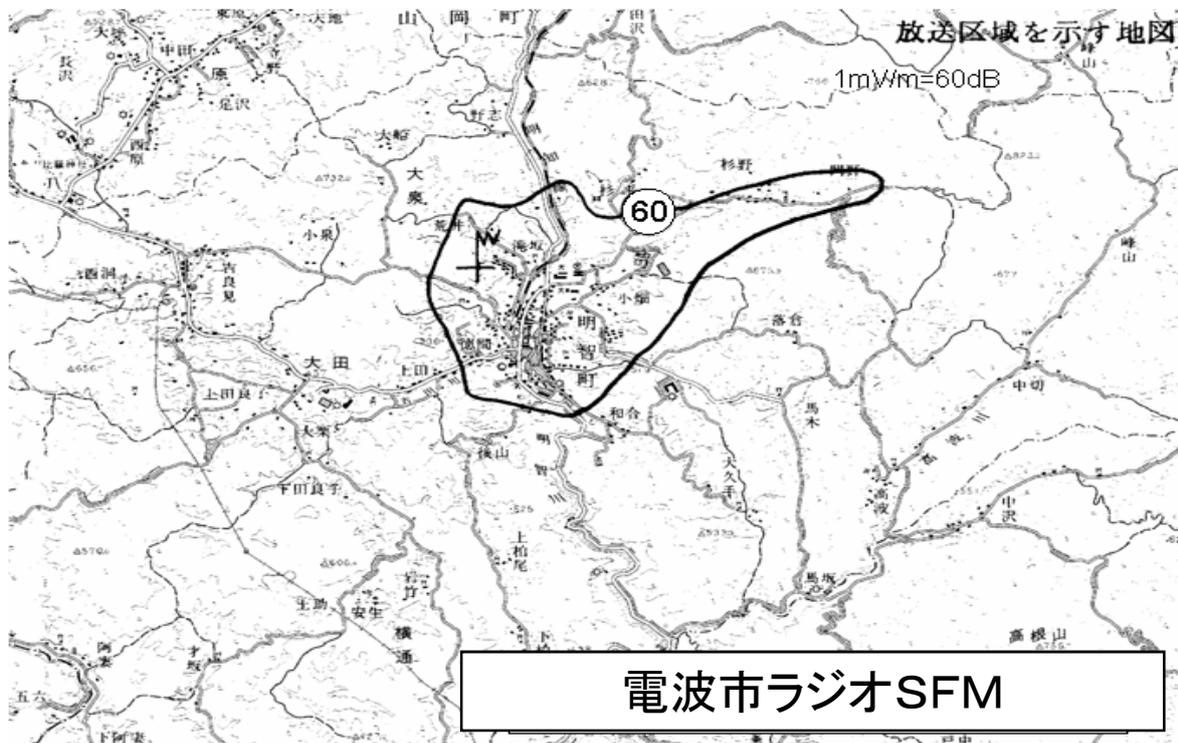
無線局事項書		様式例 2-4 (ラジオ・再免許)
1 免許の番号	○放第△△号	
2 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 再免許	
3 無線局の種別コード	B C	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	(記載例) 電波町の一部地域については、放送事業者が開設する中継局から放送電波が届かず、依然として新たな中継局の設置計画がないことから、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の継続開設により、引き続き地域住民がラジオを通して情報共有を行うため再免許の申請を行うもの。	
5 住所	都道府県-市区町村コード [] 〒(123 - 4567) 電波県電波市電波1-2-3 電話番号(01)2345-6789 フリガナ デンパシ ジュシンヨシオ	
6 法人又は団体及び代表者氏名	電波市 受信 良夫	
7 希望する運用許容時間		
8 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日目の日	
9 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: _____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月以内の日	
10 無線局の目的コード	無線局の目的コード	B B C
	基幹放送の種類コード	S F M
11 放送事項	コード	目的別種類
		〇〇県においてラジオ放送を行っている放送事業者の放送番組
12 識別信号		
13 基幹放送局の名称	電波市ラジオSFM	
14 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	F 8 E 76MHzから90MHzまで 0.25W 最大実効輻射電力 0.5W 90.6MHz 91.9MHz 93.3MHz	

2 枚目

15 無線局の区別			電波市ラジオSFM	
無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	都道府県-市区町村コード	住所
	1	T	〇〇〇〇〇	電波県電波市電波3-2-1
	2	R	〇〇〇〇〇	電波県電波市電波3-2-2
17 無線設備の工事費				
18 認定を受けようとする者の氏名又は名称			法人又は団体 フリガナ	
			代表者氏名 フリガナ	
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要				
20 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲				
21 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力				
22 事業計画等			<p>(加紙)</p> <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者 又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項 <input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input checked="" type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input checked="" type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	
23 備考			1 中継の方法 電波橋渡中継局 → 電波市ラジオSFM 2 元の放送事業者等の連絡先 電波放送局(株) 電波 守 (09-8765-4321) (株)電波ラジオ ... 3 保守管理等担当者の連絡先 電波解消(株) 電波 綺麗 (09-4321-8765) 4 放送区域図については、現に免許をうけているものと同一のため添付を省略する。 5 工事設計書については、無線局免許手続規則第17条の規定に基づき提出を省略する。	

5 枚目

28 無線局の区別	電波市ラジオ S F M
29 外国人等によって占められる 役員の割合	%
30 外国人等直接保有議決権割合	%



既に提出されている放送区域図に変更がない場合は提出を省略可能。



◇ 様式例 2-4 (ラジオ・再免許) に関して

● 無線局事項書 (記載要領)

- 注1 1の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の免許の番号を記載すること。
- 2 2の欄は、再免許の申請を行う場合は、再免許の□にレ印を付けること。
- 3 3の欄は、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、「BC」と記載。BCは、「特定地上基幹放送局」のコード
- 4 4の欄は、継続開設を必要とする理由をできる限り詳しく記載すること。
- 5 5及び6の欄は、次により記載すること。
- (1) 住所の欄は、次によること。
都道府県—市区町村コードは、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県及び市区町村コード(以下「都道府県コード」という。)により該当するコードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記入した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 氏名又は名称の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 6 10の欄は、無線局の目的コードには「BBC」、基幹放送の種類コードには「SFM」と記載すること。
- 7 11の欄の記載は、次によること。
放送事項は次のように記載すること。
(記載例) (何)県において中波放送を行っている放送事業者の放送番組
- 8 13、15、24、26及び28の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の名称を記載すること。
- 9 14の欄の記載は次によること。
希望する周波数等を記載すること。
(記載例) F 8 E 76MHzから95MHz 0.25W 最大実効輻射電力 0.5W
90.6MHz
91.9MHz
93.3MHz
※ 空中線電力は、使用する送信設備の空中線電力を記載する。
- 10 16の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所(「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
- 11 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。

区別	提出する別紙
再免許の申請の場合	(17) (19)

- (1) 別紙(19)は、直前の決算期の計算書類を提出すること。
(2) 別紙(17)は、別紙(19)として提出する直前の決算期の計算書類をもって代えることが

1 枚目

工事設計書		様式例3-1(テレビ)
1	無線局の区別	電波市デジタルテレビSHV
2	番号	第 装置 ()
	装置の区別	現用装置の番号
3	送信の方式コード	TH3
4	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	X7W 470MHzから710MHzまで
	定格出力(W)	0.01W
	低下させる方法コード	N
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	OFDM
	発振コード	S
	製造者名	電波解消(株)
	型式又は名称	SHV-0001
5	適合表示無線設備の番号	0010V111
	製造番号	A001
	通過帯域幅	△MHz
受信機	雑音指数(dB)	
6	設置場所番号	1

2-1枚目

7 無線局の区別		電波市デジタルテレビSHV				
空中線系	8 空中線番号	1 (主送信空中線)				
	9 空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
			T	YA		V
		海拔高(m)/地上高(m)	952.2		100.3	
		空中線柱の高さ(m)	10			
		利得(dBd、dBi又はdB)	5.5dBd			
	空中線の位置	緯度	135.35.35	経度	37.28.16	
	10 給電線等	給電線損失(dB)	1.4			
		共用器損失(dB)	1.1			
		その他損失(dB)				
	11 発射する周波数等	1～6				
	12 受信する周波数					
	13 空中線系に関するその他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。 1 八木 V 5素子 1段1面 -3度(真北から225度) 2 八木 H 20素子 1段1面 (真北から105度)				
14 附属装置			コード	補足事項		
15 電源設備	区別	予備電源の有無		補足事項		
	演奏所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	送信所	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
16 その他の工事設計		<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。				
17 添付図面		<input checked="" type="checkbox"/> 送受信機系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> 調整装置系統図				
18 備考						

2-2枚目

7 無線局の区別		電波市デジタルテレビジョンSHV				
空中線系	8 空中線番号	2 (主受信空中線)				
	9 空中線	空中線型式等	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード
			R	YA	R	H
		海拔高(m)/地上高(m)	890.3			
		空中線柱の高さ(m)	10			当該無線局で使用する空中線毎に個別の番号を付し、シートを分けて記載する。
		利得 (dBd、dBi又はdB)	12dBd			
	空中線の位置	緯度	135. 35. 30	経度	37. 28. 18	
	10 給電線系	給電線損失(dB)	2			
		共用器損失(dB)				
		その他損失(dB)	0.5			
11 発射する周波数等						
12 受信する周波数	518Mhz~590MHz					
13 空中線系に関するその他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。 1 八木 V 5素子 1段1面 -3度(真北から225度) 2 八木 H 20素子 1段1面 (真北から105度)					
14 附属装置			コード	補足事項		
15 電源設備	区別	予備電源の有無		補足事項		
	演奏所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	送信所	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
16 その他の工事設計		<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。				
17 添付図面		<input checked="" type="checkbox"/> 送受信機系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> 調整装置系統図				
18 備考						

5 枚目（発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。）

23 無線局の区別		電波市デジタルテレビSHV				
24 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数 番号	電波の 型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は 等価等方輻射電力	補足事項
	1	X7W	521.142857MHz z (21ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	2	X7W	533.142857MHz z (23ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	3	X7W	539.142857MHz z (24ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	4	X7W	575.142857MHz z (30ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	5	X7W	581.142857MHz z (31ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	
	6	X7W	587.142857MHz z (32ch)	0.01W	最大ERP 0.02W	

◇ 様式3-1（テレビ）に関して

● 工事設計書（記載要領）

- 注1 1、7、19、21及び23の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請の場合は希望する名称）を記載すること。
- 2 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。括弧内には、「現用」又は「予備」のように記載すること。予備装置の場合には、当該装置の現用装置の番号を記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。
- 3 3の欄は、「TH3」と記載すること。（「TH3」は、「高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送」のコード）
- 4 4の欄は、次によること。
- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を記載すること。（記載例）「X 7 W 470MHzから710MHzまで」
 - (2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、送受信機系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
 - (3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。
 - (5) 変調方式コードの欄は、「OFDM」と記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。
 - (6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (7) 製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名及び型式又は名称を記載すること。
 - (8) 技術基準適合証明番号の欄は、ギャップファイラーが適合表示無線設備の場合に技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。
 - (9) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 5 5の欄は、次によること。
- (1) 通過帯域幅の欄には3 dB低下の幅を記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。
 - (2) 雑音指数の欄は、ヘテロダイン中継方式以外の無線設備の場合に限り記載すること。
- 6 6の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。
- 7 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載すること。
- 8 9の欄は、次によること。
- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (2) 空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。
 - (3) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。
ア 送信空中線の場合

海拔高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を記載すること。

イ 受信空中線の場合

海拔高（開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さとする。）を記載すること。

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。）及び相対利得（dBd）を記載すること。

(5) 送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。

9 10の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

10 11の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

11 12の欄は、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。

12 13の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

（記載例）

双ループ H 2 L 2段 3面 0度（真北から75度、245度、335度方向）

4 L 1段 1面 -2度（真北から160度方向）

(2) 空中線及び給電線等を他の基幹放送局と共用する場合はその旨及び当該他の基幹放送局の名称を記載すること。

(3) 構成が複雑なため記載が困難な時は、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□に✓印を付けること。

ア 送信機の出力端子から送信空中線まで及び受信空中線から受信機の入力端子までの系統を記載すること。イ 空中線柱等における空中線の取付けの状況（平面図及び側面図により明示すること。）を記載すること。

ウ 送信空中線については輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。

エ 送信機の出力端子から送信空中線までの間に給電線以外の装置が挿入されている場合は、挿入箇所を記載すること。

13 14の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

14 15の欄の□には、該当する事項に✓印を付けること。当該電源設備が他の基幹放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の基幹放送局の名称（申請者又は免許人が申請又は届出に係る基幹放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。）

15 16の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□に✓印を付けること。

16 17の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面（当該図面に係る装置を有する場合に限る。）を提出するものとし、該当する□に✓印を付けること。この場合において、同欄の図面が当該基幹放送局の他の装置に係るものと同一であるときは18の欄にその旨を記載して同一である図面の添付を省略することができる。

(1) 送受信機系統図の図面は、送信機に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数、発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法並びに電源の電圧を、受信機に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途並びに各段の周波数（受信周波数と第1局部発振周波数部の周波数との高低の関係を含む。）を記載すること。

- (2) 電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び相数を記載すること。
 - (3) 調整装置系統図の図面は、DS（データサーバ）、APS（番組組立部）、字幕・データ放送等制作システム、EWS（緊急警報信号発生装置）、ENC（符号化装置）、MUX（多重化装置）、放送スクランブル装置等の接続を記載すること。
- 17 18の欄は、次によること。
- (1) 送信機の出力を合成するもの場合は、合成の方法を「出力合成方法25kW×2台並列方式」のように記載すること。
 - (2) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、18の欄にその旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示するものとする。
 - (3) 設備規則別図第4号の8の8（搬送波の変調波スペクトルの許容範囲）において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。
- 18 20及び22の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。
- ア 20の欄は、次により記載すること。
- (ア) 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、方位角0度から360度の範囲にわたり、2度以下の間隔で記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、水平面の□に✓を付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載すること。
 - (イ) 空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、俯角0度から30度の範囲にわたり、1度以下の間隔で記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、垂直面の□に✓点を、括弧に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載すること。
 - (ウ) 空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。
- イ 22の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。
- (ア) 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、方位角0度から360度の範囲にわたり、2度以下の間隔で適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。
 - (イ) 空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。
- 19 24の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。
- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
 - (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
 - (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
 - (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
 - (5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効輻射電力又は最大実効輻射電力を「ERP 1W」又は「最大ERP 1W」のように記載すること。
 - (6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- 20 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 21 適合表示無線設備の場合は、4の欄（変調方式コードの欄に限る。）の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。
- 22 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 23 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、A4規格の用紙に適宜記載すること。

24 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、A4規格の用紙とする。

1 枚目

工事設計書		様式例3-2(ラジオ)
1	無線局の区別	電波市ラジオSFM
2	番号	第 装置 ()
	現用装置の番号	
3	送信の方式コード	FA3
4	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	F8E 76MHzから95MHzまで
	定格出力(W)	0.25W
	低下させる方法コード	N
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	FM
	発振コード	S
	製造者名	電波解消(株)
	型式又は名称	FMGF-0001
5	適合表示無線設備の番号	001GF111
	製造番号	G001
	通過帯域幅	300kHz
受信機	雑音指数(dB)	
6	設置場所番号	1

2-1枚目

7 無線局の区別		電波市ラジオSFM				
空中線系	8 空中線番号	1 (主送信空中線)				
	9 空中線	空中線型式等	送受の別コード T	基本コード YA	付加コード	偏波面コード H
		海拔高(m)/地上高(m)	952.2		100.3	
		空中線柱の高さ(m)	10			
		利得 (dBd、dBi又はdB)	5.5dBd			
		空中線の位置	緯度	135.35.35	経度	37.28.16
	10 給電線等	給電線損失(dB)	1.4			
		共用器損失(dB)	1.1			
		その他損失(dB)				
	11 発射する周波数等	1～3				
12 受信する周波数						
13 空中線系に関するその他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。 1 八木 H 5素子 1段1面 -3度 (真北から225度) 2 八木 H 20素子 1段1面 (真北から105度)					
14 附属装置	コード		補足事項			
15 電源設備	区別	予備電源の有無		補足事項		
	演奏所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	送信所	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
16 その他の工事設計		<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。				
17 添付図面		<input checked="" type="checkbox"/> 送受信機系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> 調整装置系統図				
18 備考						

2-2枚目

7 無線局の区別		電波市ラジオSFM				
空中線系	8 空中線番号	2 (主受信空中線)				
	9 空中線	空中線型式等	送受の別コード R	基本コード YA	付加コード R	偏波面コード H
		海拔高(m)/地上高(m)	890.3			
		空中線柱の高さ(m)	10	当該無線局で使用する空中線毎に個別の番号を付し、シートを分けて記載する。		
		利得 (dBd、dBi又はdB)	12dBd			
		空中線の位置	緯度	135. 35. 30	経度	37. 28. 18
	10 給電線系	給電線損失(dB)	2			
		共用器損失(dB)				
		その他損失(dB)	0.5			
	11 発射する周波数等					
12 受信する周波数	90.6MHz、91.9MHz、93.3MHz					
13 空中線系に関するその他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。 1 八木 H 5素子 1段1面 -3度 (真北から225度) 2 八木 H 20素子 1段1面 (真北から105度)					
14 附属装置			コード	補足事項		
15 電源設備	区別	予備電源の有無		補足事項		
	演奏所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	送信所	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
16 その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。					
17 添付図面	<input checked="" type="checkbox"/> 送受信機系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> 調整装置系統図					
18 備考						

19 無線局の区別		電波市ラジオSFM							
空中線系番号		1 (主送信空中線)			水平面又は垂直面の別		<input type="checkbox"/> 水平面 <input type="checkbox"/> 垂直面 (方位角 度)		
角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)	角度 (度)	減衰量 (dB)
<p>1 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、方位角0度から360度の範囲にわたり、2度以下の間隔で記載する。角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載する。</p> <p>2 空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、俯角0度から30度の範囲にわたり、1度以下の間隔で記載する。角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載する。</p>									
20 空中線指向情報その1									
	補足事項								

5 枚目（発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に限る。）

23 無線局の区別						
24 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は等価等方輻射電力	補足事項
	1	F8E	90.6MHz	0.25W	最大ERP 0.5W	
	2	F8E	91.9MHz	0.25W	最大ERP 0.5W	
	3	F8E	93.3MHz	0.25W	最大ERP 0.5W	

◇ 様式例 3-2 (ラジオ) に関して

● 工事設計書 (記載要領)

- 注 1 1、7、19、21及び23の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請の場合は希望する名称）を記載すること。
- 2 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。括弧内には、「現用」又は「予備」のように記載すること。予備装置の場合には、当該装置の現用装置の番号を記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。
- 3 3の欄は、「FA1」、「FA2」又は「FA3」と記載すること。（「FA1」は「超短波放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第86号)第2章に規定される方式によりモノホニック放送を行うもの」、「FA2」は「超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりステレオホニック放送を行うもの」及び「FA3」は「超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりモノホニック放送及びステレオホニック放送を併せ行うもの」のコード)
- 4 4の欄は、次によること。
- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を記載すること。
(記載例) 「F 8 E 76MHzから95MHzまで」
 - (2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、送受信機系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
 - (3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。
 - (5) 変調方式コードの欄は、「FM」と記載すること。(6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (7) 製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造者名及び型式又は名称を記載すること。
 - (8) 技術基準適合証明番号の欄は、ギャップフィルターが適合表示無線設備の場合に技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。
 - (9) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 5 5の欄は、通過帯域幅の欄に6 dB低下の幅を記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。
- 6 6の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。
- 7 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であっても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載すること。
- 8 9の欄は、次によること。
- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
 - (2) 空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。
 - (3) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。
ア 送信空中線の場合

海拔高（空中線の輻射体の中心までの高さとする。）及び地上高（主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。）を記載すること。

イ 受信空中線の場合

海拔高（開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さとする。）を記載すること。

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

最大の指向方向（真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。）及び相対利得（dBd）を記載すること。

(5) 送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。

9 10の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

10 11の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように24の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「-」を記載し、23及び24の欄の記載は要しない。

11 12の欄は、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。

12 13の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 型式、構成（偏波面を含む。）及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。
（記載例）

八木 H 2 L 2段 3面 0度（真北から75度、245度、335度方向）

4 L 1段 1面 -2度（真北から160度方向）

(2) 空中線及び給電線等を他の基幹放送局と共用する場合はその旨及び当該他の基幹放送局の名称を記載すること。

(3) 構成が複雑なため記載が困難な時は、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□に✓印を付けること。

ア 送信機の出力端子から送信空中線まで及び受信空中線から受信機の入力端子までの系統を記載すること。

イ 空中線柱等における空中線の取付けの状況（平面図及び側面図により明示すること。）を記載すること。

ウ 送信空中線については輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。

エ 送信機の出力端子から送信空中線までの間に給電線以外の装置が挿入されている場合は、挿入箇所を記載すること。

13 14の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

14 15の欄の□には、該当する事項に✓印を付けること。当該電源設備が他の基幹放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の基幹放送局の名称（申請者又は免許人が申請又は届出に係る基幹放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。）

15 16の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□に✓印を付けること。

16 17の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面（当該図面に係る装置を有する場合に限る。）を提出するものとし、該当する□に✓印を付けること。この場合において、同欄の図面が当該基幹放送局の他の装置に係るものと同一であるときは18の欄にその旨を記載して同一である図面の添付を省略することができる。

(1) 送受信機系統図の図面は、送信機に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数、発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法並びに電源の電圧を、受信機に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途並びに各段の周波数（受信周波数と第1局部発振周波数部の周波数との高低の関係を含む。）

- を記載すること。
- (2) 電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び相数を記載すること。
 - (3) 調整装置系統図の図面は、DS（データサーバ）、APS（番組組立部）、字幕・データ放送等制作システム、EWS（緊急警報信号発生装置）、ENC（符号化装置）、MUX（多重化装置）、放送スクランブル装置等の接続を記載すること。
- 17 18の欄は、次によること。
- (1) 送信機の出力を合成するもの場合は、合成の方法を「出力合成方法25kW×2台並列方式」のように記載すること。
 - (2) 第15条の2又は第15条の3第1項（同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、18の欄にその旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示するものとする。
 - (3) 設備規則別図第2号の（搬送波の変調波スペクトルの許容範囲）において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満の任意の周波数及び300kHzとなる周波数における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。ただし、当該無線設備が適合表示無線設備である場合は記載を要しない。
- 18 20及び22の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。
- ア 20の欄は、次により記載すること。
- (ア) 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、方位角0度から360度の範囲にわたり、2度以下の間隔で記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、水平面の□に✓を付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載すること。
 - (イ) 空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成されている場合にはその主輻射方向ごとに、俯角0度から30度の範囲にわたり、1度以下の間隔で記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、垂直面の□に✓点を、括弧に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載すること。
 - (ウ) 空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。
- イ 22の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。
- (ア) 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、方位角0度から360度の範囲にわたり、2度以下の間隔で適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。
 - (イ) 空中線系番号の欄は、8の欄から該当する番号を記載すること。
- 19 24の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。
- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
 - (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
 - (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
 - (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
 - (5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効輻射電力又は最大実効輻射電力を「ERP 1W」又は「最大ERP 1W」のように記載すること。
 - (6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載し、受信する周波数と発射する周波数が異なる場合は発射する周波数に対応する受信周波数を「受信周波数：89.9MHz」のように記載すること。
- 20 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 21 適合表示無線設備の場合は、4の欄（変調方式コードの欄に限る。）の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。
- 22 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするとき

- は、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 23 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、A 4 規格の用紙に適宜記載すること。
- 24 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、A 4 規格の用紙とする。

テレビジョン放送の受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の開設に 当たっての調整ガイドライン

平成19年11月7日初版
平成25年4月26日改訂
平成28年9月28日改訂版
総務省

1 目的

本ガイドラインは、テレビジョン放送の受信障害対策中継放送を行う基幹放送局（以下「対策中継局」という。）を設置しようとする者（以下「申請者」）の申請手続きの円滑な進捗に資するため、申請者、関係する地元の放送事業者、並びに各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下「各総合通信局」という。）の間において、申請前に予め調整が必要な事項、その調整の標準的な進め方等をガイドラインとして示すことを目的とするものである。

2 調整のための連絡調整網の構築

(1) 各総合通信局は、放送対象地域（通常、都道府県単位）ごとに、関係する放送事業者、申請者との間の連絡調整網を構築する。この連絡調整網は、電波法関係審査基準別紙2の第5の6(3)において規定している放送中止事故の早期復旧を目的とした放送事業者との間で構築すべき緊急連絡網となる。

放送事業者の連絡窓口は、地上デジタルテレビジョンに係る協議会（かつての地上デジタル放送推進協議会。平成27年6月の全国地上デジタル放送推進協議会の解散に合わせ、デジタル混信対策業務を中心とする組織に改組等を実施。）の幹事社（以下「幹事社」という。）等の担当者を基本とする。幹事社の変更があった場合は、それに伴い連絡窓口も変更となる。

(2) 各総合通信局は、申請者から対策中継局を開設したい旨の相談があったときは、免許申請に必要な書類、記載要領等を説明するとともに、本ガイドラインに基づき、幹事社との間での予め調整が期待される事項、その調整の標準的な進め方、幹事社担当者の連絡先を説明する。

(3) 申請者は、幹事社担当者と連絡を取り、以下の3に記載する調整の進め方に従って調整を行い、その調整実績を踏まえ、各総合通信局に申請書を提出することが期待される。

(4) 万が一、対策中継局開局後に予期せぬ混信が発生した場合は、電波法の一般原則（電波法第56条）に照らし対応する。

3 調整の標準的な進め方

(1) 申請者側からの説明

- ア 対策中継局の設置場所（緯度経度）
- イ 周波数、送信電力（空中線電力）
- ウ 送信アンテナの送信パターン、送信アンテナの高さ
- エ カバーエリア（カバーされる市町村・地区）

- オ 諸元の問い合わせのため、設置（施工）業者等の名称、連絡担当者、連絡先
- カ 上位の中継局の放送の受信方法（受信点の位置、放送波中継、共聴施設の受信信号の利用等）
- キ 受信点から送信点までの遅延時間（受信空中線から送信空中線までの間に挿入される各装置（送受信装置、中継ケーブル等）すべての遅延時間）
- ク 対策中継局側の申請担当者、連絡先
- ケ 中継（再放送）を行う予定の放送事業者名、当該地域における受信障害の発生状況

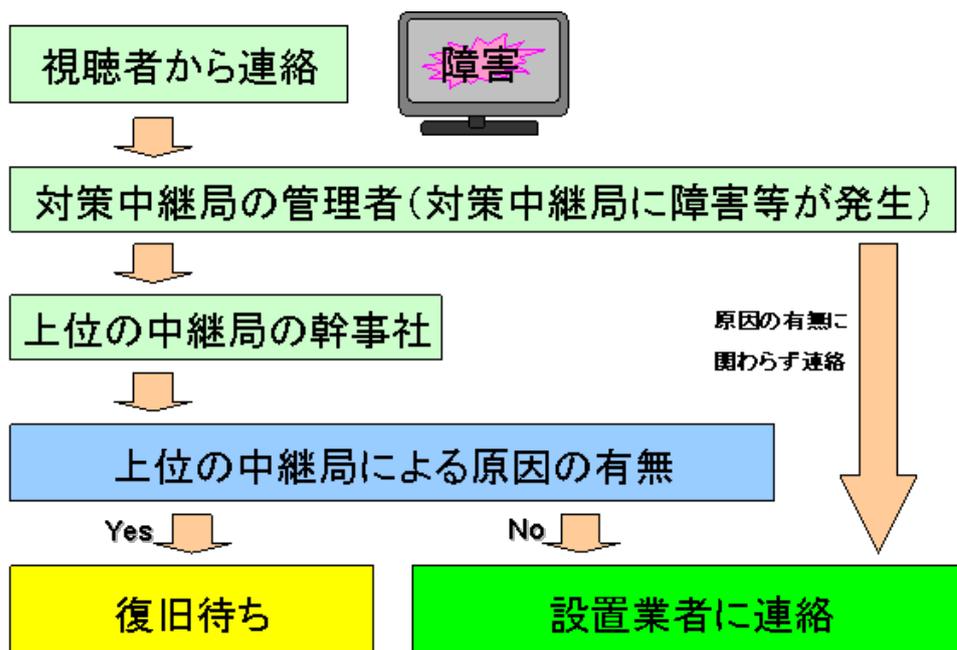
(2) 幹事社からの説明

- ア シミュレーションによる既存中継局等への混信予測
 (シミュレーションによる混信予測は、原則、申請者側が行うものであるが、申請者側に高い技術力がなく、混信シミュレーションを行うことが出来ない場合にあっては、混信発生シミュレーションを放送事業者側に行ってもらふこととする。シミュレーションに際しては、放送事業者の放送波中継の受信点への影響、共聴施設の受信点への影響、既存エリアへの影響等の有無について確認する。)
- イ 関係する放送事業者側として懸念している事項の有無
 (懸念材料については、両者で誠意を持って協議し解決する)

(3) 調整が難航している場合にあっては、総合通信局があっせんに入り、早期解決に努める。

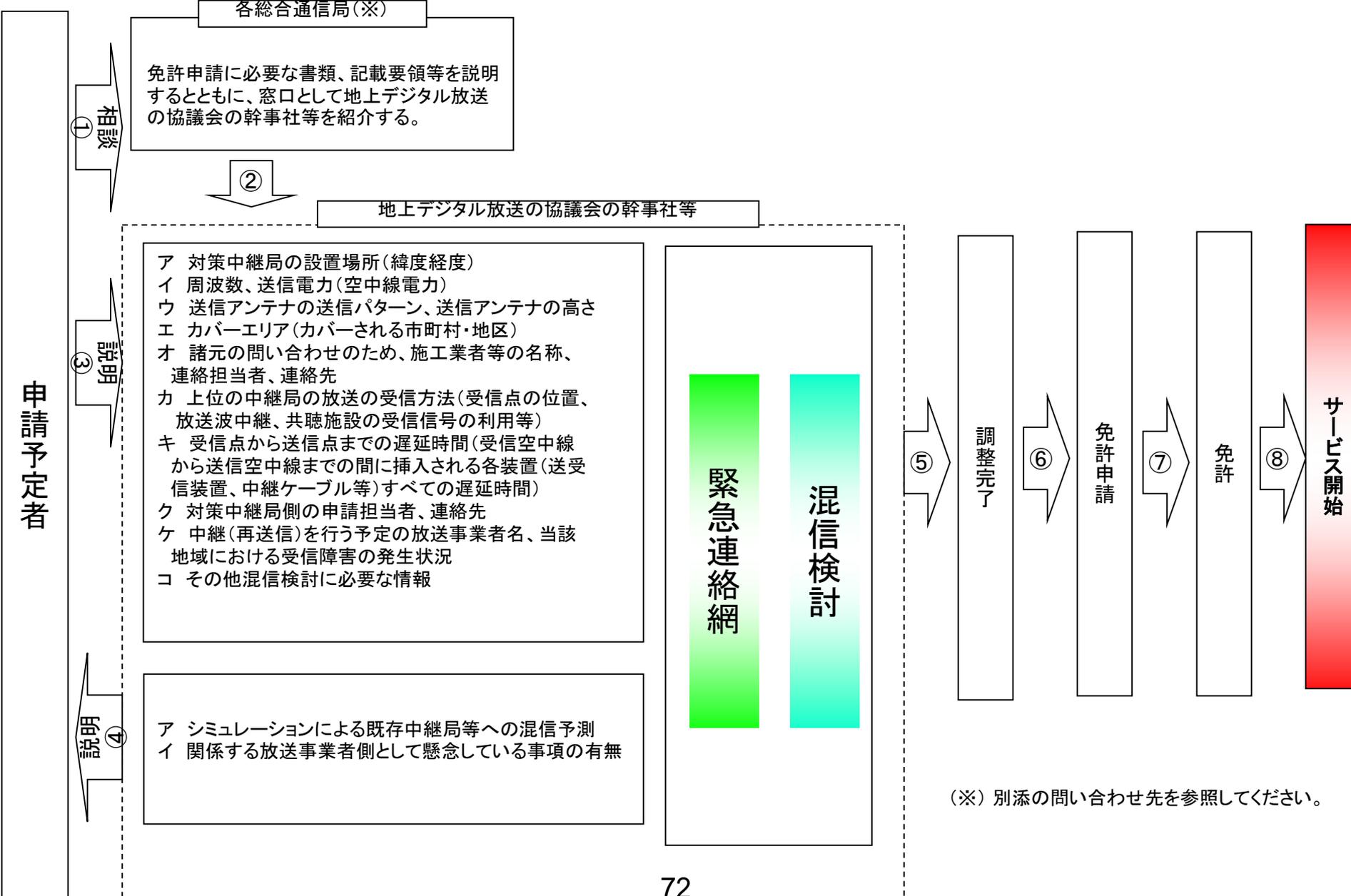
(4) 調整結果の双方による確認（確認事項は当事者のみを拘束）
 双方が了解すれば、確認書を取り交わすことは可とする。

《連絡網のイメージ》



※ 対策中継局を設置する者は、連絡の方法等事前に関係者と調整を行う。

《テレビジョン放送の受信障害対策中継局開設に当たっての調整ガイドラインの運用イメージ》



(※) 別添の問い合わせ先を参照してください。

ラジオ放送の受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の開設に向けた 調整及び同期放送設備の設置・運用のためのガイドライン

平成 28 年 7 月 13 日
総 務 省

1 目的

本ガイドラインは、ラジオ放送の受信障害対策中継放送を行う基幹放送局（以下「対策中継局」という。）を設置しようとする者（以下「申請者」という。）の申請手続の円滑な進捗及び同期放送設備の安定的な設置・運用に資するため、申請者、関係する地元の放送事業者及び総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下「各総合通信局」という。）の間において、調整が行われることが望ましい事項、その調整の標準的な進め方の例及び同期放送設備の設置・運用における目標等をガイドラインとして示すことを目的とするものである。

2 調整のための連絡調整網の構築

- (1) 各総合通信局は、申請者に対し、放送対象地域（通常、都道府県単位）ごとに、関係する放送事業者、申請者等との間の連絡調整網の構築について説明する。この連絡調整網は、電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）別紙 2 の第 5 の 6（3）において規定している放送中止事故の早期復旧を目的とした放送事業者との間で構築すべき緊急連絡網とすることができる。
- (2) 各総合通信局は、申請者から対策中継局を開設したい旨の相談があったときは、免許申請に必要な書類、記載要領等を説明するとともに、本ガイドラインに基づき、受信障害が生じている FM 放送事業者、AM 放送（FM 補完中継局による放送を含む。）事業者及びコミュニティ放送事業者（以下「放送事業者」という。）との間でのあらかじめ調整が期待される事項、その調整の標準的な進め方、放送事業者担当者の連絡先を説明する。
- (3) 申請者は、放送事業者の担当者と連絡を取り、以下の 3 に記載する調整の進め方の例を参考に調整を行い、その調整結果を踏まえ、各総合通信局に申請書を提出することが期待される。
- (4) 万が一、対策中継局開局後に予期せぬ混信が発生した場合は、電波法（昭和 23 年法律第 131 号）第 56 条に照らし対応する。

3 調整の標準的な進め方の例

(1) 申請者からの説明

- ア 対策中継局の設置場所（緯度経度）
- イ 周波数、送信電力（空中線電力）
- ウ 送信アンテナの送信パターン、送信アンテナの高さ
- エ カバーエリア（カバーされる市町村・地区）
- オ 諸元の間合せのため、設置（施工）業者等の名称、連絡担当者、連絡先
- カ 上位の中継局の放送の受信方法（受信点の位置、放送波中継等）

- キ 受信点から送信点までの遅延時間（受信空中線から送信空中線までの間に挿入される各装置（送受信装置、中継ケーブル等）全ての遅延時間）
- ク 対策中継局の申請担当者、連絡先
- ケ 中継（再放送）を行う予定の放送事業者名、当該地域における受信障害の発生状況

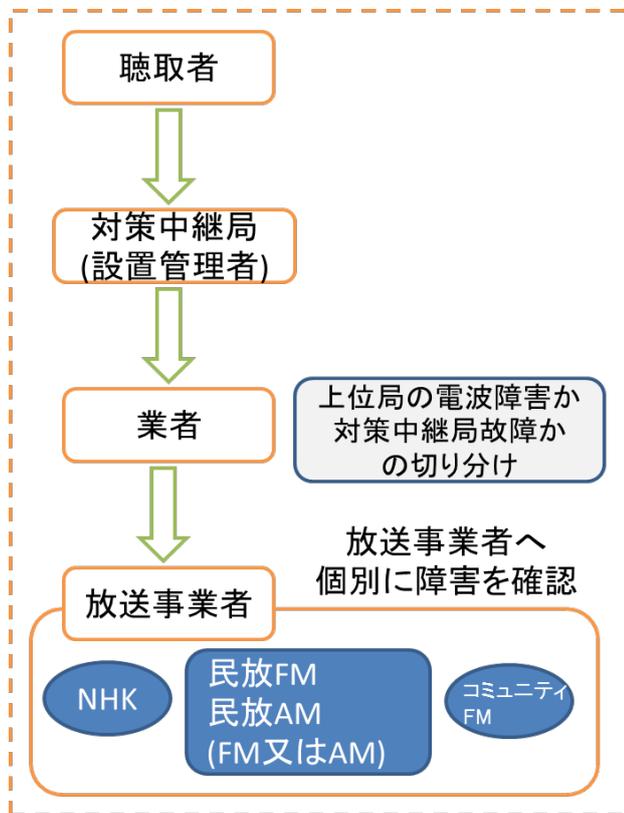
(2) 放送事業者からの説明

- ア シミュレーションによる既存中継局等への混信予測
 （シミュレーションによる混信予測は、原則、申請者が行うものであるが、申請者に高い技術力がなく、混信シミュレーションを行うことが出来ない場合にあっては、混信発生シミュレーションを放送事業者に行ってもらっても妨げない。シミュレーションに際しては、放送事業者の放送波中継の受信点への影響、既存エリアへの影響等の有無について確認する。）
- イ 関係する放送事業者として懸念している事項の有無
 （懸念材料については、両者で誠意を持って協議し解決する。）

(3) 調整が難航している場合にあっては、各総合通信局があっせんを行い、早期解決に努める。

(4) 調整結果の双方による確認（確認事項は当事者のみを拘束）
 双方が了解すれば、確認書を取り交わすことが好ましい。

《連絡調整網のイメージ》



※対策中継局を設置する者は、連絡の方法等事前に関係者と調整を行うことが望ましい。

4 同期放送設備の設置・運用における目標

(1) 申請者は、上位局と同期放送を行う対策中継局として無線設備を設置・運用する場合、以下を目標とする。

ア 搬送周波数の差は、2 Hz を超えないこと。

イ 最大周波数偏移の差は、1 kHz を超えないこと。

(2) 対策中継局の受信機から送信機までの間を専用に光ファイバを使用して複数局により同期放送を行う場合は、(1)にかかわらず、以下を目標とする。

ア 当該複数局の送信点相互の周波数偏差は0 Hz とすること。

イ 当該複数局の送信設備の搬送波の周波数安定度は、同一とすること。

ウ 遅延時間に対するD/Uは、下表のとおりとする。

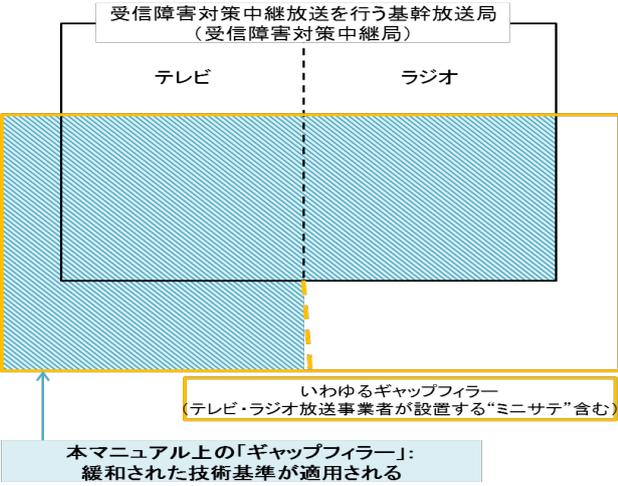
遅延時間	D/U
5 μ 秒以上 10 μ 秒未満	6 dB 以上
10 μ 秒以上 20 μ 秒未満	9 dB 以上

表の値は、対策中継局の相互の放送区域が重複する場合に限る。

受信障害対策中継放送を行う基幹放送局に関するQ&A

平成19年11月7日初版
 平成25年4月26日改訂
 平成28年9月28日改訂
 平成30年5月29日改訂
 令和5年4月〇日改訂
 総務省

質問	質問	回答
1	「受信障害対策中継放送」とは何か。	<p>「受信障害対策中継放送」は、平成2年の電波法改正で導入された制度的な概念の用語であり、①相当範囲で受信障害が発生している元の地上基幹放送の全ての放送番組に一切変更を加えずそのまま再放送することを目的とすること、②受信障害地域に設置すること、③元の地上基幹放送の免許人以外の者が設置すること（地上基幹放送事業者は免許人になれない）、④元の放送が無料放送の場合、番組視聴の対価として料金（電気代や設備維持のための費用は除く。）を徴収するものではないこと、という要件を満たす無線局のことです。（以下、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局は、「受信障害対策中継局」という。）</p> <p>【参考:電波法第5条第5項】</p> <p>5 受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送(中略)を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係る地上基幹放送(中略)をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。</p> <p>なお、受信障害対策中継局は、「ギャップフィラー」の設備条件に限ったものではなく、技術基準に適合していれば開設は可能です。（質問28参照。）</p>
2	ギャップフィラーとは何か。	<p>いわゆるギャップフィラーとは、“Gap Filler”（「隙間を埋める」の意）が示すように技術的な意味の用語であり、地上デジタル放送又はラジオ放送のカバーエリアの隙間となり、受信の障害が発生している狭いエリア（およそ1～2km四方。）をカバーするために追加的に置局する小規模な中継局のことです。このうち、下図の斜線部分*は、比較的lowコストで簡易に置局することができるよう、通常の中継局に比べ緩和された技術基準が適用されます。</p> <p>* テレビジョン放送50ミリワット以下の基幹放送局（受信障害対策中継局を含む）、ラジオ放送250ミリワット以</p>

		<p>下の基幹放送局（受信障害対策中継局に限る）。本マニュアルでは、これらのことを「ギャップファイラ」と呼びます。</p> 
3	<p>「免許を受けようとする者は、地方公共団体又は放送の受信障害解消を図るため放送の再放送を行う団体を基本とする」とあるが、株式会社などは免許人になれるのか。</p>	<p>「受信障害対策中継局」は、平成2年の電波法改正により制度化された制度です。その際、実際に免許申請を希望すると想定された者は、地方公共団体、共聴施設の管理組合、自治会、受信障害の原因となったビルの所有者などですが、制度上は限定されておらず、株式会社、NPO法人などの形態についても免許対象となり得ます。また、複数の地方公共団体や隣接した地方公共団体が1つの免許人となることも可能です。</p> <p>なお、「受信障害対策中継放送」は、その定義において「・・・地上基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで（中略）再放送する基幹放送」と規定（電波法第5条第5項）され、また、「受信障害対策中継放送の放送」は「元の基幹放送事業者の放送」とみなすと規定（放送法第176条第3項）されているように、元の放送が無料放送の場合、それを再放送する受信障害対策中継放送において番組視聴の対価として料金（電気代や設備維持のための費用は除く。）を徴収することはできないことにご留意願います。</p>
4	<p>元の基幹放送事業者は受信障害対策中継局の免許人になれるか。</p>	<p>受信障害対策中継放送とは「・・・障害に係る地上基幹放送・・・をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう」と定義されている（電波法第5条第5項）ことから、元の基幹放送事業者は受信障害対策中継局の免許人にはなりません。</p>
5	<p>「当該放送局の業務を公正かつ的確な運用ができる者であること」とは、どういう意味か。</p>	<p>免許人となることを希望する者は、当該中継局を運営する上で、電波法令に抵触する者でないこと等が求められることから、これらの要件に適合していることを確認するための条項です。</p>
6	<p>受信障害対策中継局において、再放送番組以外に独自番組を自主放送することは可能か。</p>	<p>受信障害対策中継放送は「相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送・・・を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同</p>

		時にこれを再放送する放送のうち・・・」と定義されている（電波法第5条第5項）ことから、自主放送は認められません。
7	「原則として放送対象地域内に含まれるものであること」とあるが、例外的に県外が認められるのはどのようなケースか。	<p>県内波が全く受信できず、県外波しか受信できない地域の世帯を対象とする放送を行う場合など、その受信実態に照らし、関係する元の放送事業者の理解が容易に得られるようなケースが考えられます。</p> <p>【参考：電波法関係審査基準 別紙1第2中 1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局(地上系)】</p> <p>(1)DTV放送局の放送区域は、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。ただし、以下の各事項に合致すると判断される場合には、その局の設置が当該基幹放送事業者の放送対象地域を超えて差し支えないものとする。この場合、放送対象地域を越える放送区域は、必要最小の範囲となるよう、基幹放送事業者等において設置場所の選定及び技術的な措置を講じること。</p> <p>ア 当該放送中継局の設置が難視聴解消を目的とするものであること。</p> <p>イ 地域の地理的事情及び当該基幹放送事業者等の経済的事情から必要不可欠であること。</p> <p>ウ 割り当てる周波数が現に存在すること。</p> <p>エ 現状で周波数の割り当てが可能であっても、当該放送中継局の設置場所が放送対象地域となる基幹放送事業者等の設置計画に支障を来さないこと等について、当該基幹放送事業者等の意見を聴取し問題ないと判断できるものであること。</p> <p>※電波法関係審査基準 別紙1第2中 2 超短波放送局(地上系)(基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。)において、「DTV 放送」を「FM放送」と読み替える。</p>
8	「放送区域内における建造物等人為的要因及び丘陵等自然的要因により受信障害が発生している区域」とは、どのような区域か。	<p>地上基幹放送局(親局及び中継局)の放送区域内において、橋梁、ビル等の建造物等人為的要因により障害が発生している区域のほか、本来であれば良好に受信できる地域であるのに、丘陵(山岳は含まれない。)等自然的要因により鮮明な受信ができない場合の区域をいいます。(別図1参照)</p>
9	「山間地等自然的要因により受信障害が発生しているため、他の放送区域に隣接した場所に放送の受信施設を設置し、連絡線により信号を伝送して放送を再放送する区域」とは、どのような区域か。	<p>地上基幹放送局(親局及び中継局)の放送区域から遠隔の地にあるか、放送区域のフリンジ(へり)に隣接した山岳に電波が遮断されるなど自然的要因により、そもそも電波が全く届かない狭小な区域をいいます。(別図1参照)</p>
10	「地下街等において、基幹放送局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより	<p>地上基幹放送局(親局及び中継局)の放送区域内に位置し、電波が遮へいされた地下街等の構内の区域をいいます。</p> <p>※地下街等とは、公共の用に供される地下歩道と当該地</p>

	放送が受信できない区域」とは、どういう区域か。	下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設をいう。(別図1参照)
1 1	「他の基幹放送局からの電波により受信障害が発生している区域」とは、どういう区域か。	地上基幹放送局(親局及び中継局)の放送区域内において、同一周波数を使用する異なる送信所の電波によって受信障害が発生している区域及びデジタル放送の特徴であるSFNネットワークを構成する中継局の電波が、一定の遅延時間を超えて到達することによって受信障害が発生(SFN混信)している区域をいいます。(別図1参照)
1 2	航空機の飛行や列車の走行による受信障害が発生した場合に受信障害対策としての当該基幹放送局を設置することは可能か。	当該基幹放送局の設置は、人為的要因や自然的要因により受信障害が発生している地域を想定しており、これ以外の特異な事情による受信障害については、個別に判断しますので、総合通信局等にご相談ください。
1 3	「受信障害対策中継局の放送の中止事故の際、早期復旧を図ることができるよう、放送事業者等関係者と緊急連絡網を事前に構築し、早期復旧を確保する体制ができていくこと」とは、どういう意味か。	視聴者保護の観点から、放送の中止事故等が発生した場合の状況や原因を明らかにし、元の放送を行う放送事業者及び受信障害対策中継放送を行う者(送信設備の設置業者を含む。)の相互において、これらの情報を共有し、早期復旧が可能となるよう、関係者の電話番号、連絡担当者等を事前に確保する体制をいいます。
1 4	放送の中止事故が発生した場合の届出はどのように行うのか。	放送の中止事故が発生した場合の具体的な届出方法については、申請(免許)時に総合通信局にご相談ください。 なお、放送法第113条第2項に規定する重大事故の報告については、受信障害対策中継放送を行う特定地上基幹放送事業者は、同法第176条第1項の規定により、適用の対象外となっています。
1 5	元の放送事業者との間で、書面により再放送同意を得る必要があるのか。また、将来のトラブルを避けるため、両者合意の上で、同意書を取ることは法律上許されないか。	受信障害対策中継放送の立法趣旨からいって、元の放送事業者が反対するケースが想定されないことから、法律は、再放送同意を得ることを求めています。 そのため、将来のトラブルを回避する観点から、両者合意の上で、同意書等を作成しておくことは、両者間の任意となります。
1 6	受信障害対策中継局を設置する際の、申請者と元の放送事業者との間の要調整事項、確認事項、その手順等をガイドラインとしてまとめて示して欲しい。	各地域において地上デジタルテレビジョンに係る協議会(かつての地上デジタル放送推進協議会。平成27年6月の全国地上デジタル放送推進協議会の解散に合わせ、デジタル混信対策業務を中心とする組織に改組等を実施。)が設置されており、幹事社等との間の連絡ルートを活用することも含め、ガイドライン(別添)を参照してください。 なお、上記協議会との調整については、総合通信局等にご相談ください。 一方、ラジオ放送については、全国的な協議会等は存在しないところ、ガイドライン(別添)を参照の上、放

		送事業者や総合通信局等との連絡体制を構築してください。調整については、総合通信局等にご相談ください。
17	無線局の混信シミュレーションの手续や必要な期間等ほどの程度か。	混信シミュレーションは原則申請者がおこなうものであることから、必要な期間は申請者の作業量によります。また、元の基幹放送事業者などに混信シミュレーションを依頼する場合など、必要な期間の調整をお願いします。
18	受信障害対策中継放送の立法趣旨で禁止されるところの「営利」「有料」と「非営利」「無料」の境界はどこにあるのか。	電気代やハード（設備）維持のための費用を徴収するのは「非営利」「無料」の範疇であり、番組視聴の対価として料金を徴収するのは「営利」「有料」の範疇に入ります。
19	受信障害対策中継局を設置したことにより、既存の中継局に混信を引き起こした場合、混信解消義務は誰にあるのか。	電波法の一般原則（電波法第56条）に照らし、後から無線局を開設する者に混信回避義務があります。
20	SFNでネットワーク構成する場合、遅延調整はどのようにして行うのか。	SFNでネットワーク構成する場合、関係する中継局全てと適切な遅延調整を確保することが必要であることから、技術面において元の基幹放送事業者と十分な調整を行うことが必要となります。
21	他の放送区域に隣接した場所に設置した受信施設からケーブルテレビ施設等の伝送路を連絡線に使用して再放送する中継局は免許を取得できるか。	受信障害対策中継局の受信点から送信設備までの伝送路は、無線に限っておらず、また、他人の伝送路を使用することも排除していないことから、そのような場合であっても免許の取得は可能です。
22	県内波を良好に受信する受信点の確保が難しいので、近くの既設共聴施設等から信号を分配してもらいそれを受信信号としたいが認められるか。	自主放送を含まない放送対象地域内（県内波）の再放送のみを対象とするものであれば、要件を満たしており認められます。
23	受信障害対策中継局の放送波を受信して再度送信する「多段中継」タイプの設置は可能か。	制度的に排除されていないので可能です。なお、一段目の受信障害対策中継局の放送は、放送法第176条第3項により、「元の基幹放送事業者の放送」とみなされることから、二段目の受信障害対策中継局についても、制度的には、一段目と同じく「元の基幹放送事業者の放送」を受信し、その放送を再放送しているものとして取り扱われることとなります。
24	受信障害対策中継局の設置、運用に必要な無線従事者の資格は何か。	「無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成2年郵政省告示第240号）」第1項第1号の規定により、テレビジョン放送の受信障害対策中継局については空中線電力50ミリワット以下のもの、ラジオ放送の受信障害対策中継局については250ミリワット以下のものであって技術基準適合証明を取得したものについては、無

		<p>線従事者の選任は不要です。</p> <p>ただし、技術基準適合証明を取得していない無線設備を使用し、開設する場合は、第2級陸上特殊無線技士以上の資格が必要です。(無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作に限る。)</p>
25	技術基準適合証明とは何か。	<p>無線設備が電波法に定める技術基準に適合していることを事前に確認し、証明する制度です。技術基準適合証明の対象となる無線設備は、総務省令(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則)に規定されており、基幹放送局では、「ギャップフィルアー」が該当します。</p> <p>この証明を受けた無線設備のみを使用して免許申請を行う場合には、予備免許や落成検査が省略され、迅速に免許を取得することができます。</p>
26	受信障害対策中継局に出力の上限はあるのか。	<p>受信障害対策中継局の出力の特に上限は定められていませんが、「ギャップフィルアー」の出力はテレビジョン放送では50ミリワット以下、ラジオ放送では250ミリワット以下となっています(質問1及び2参照)。</p>
27	受信障害対策中継局を設置するための手続は何か。	<p>電波法第6条第2項に定める、「基幹放送局」の免許の申請が必要となります。</p> <p>ただし、日本の国籍を有しない人等には無線局の免許を与えることができませんので、注意が必要です。</p> <p>免許又は再免許の申請に当たっては、外国人等によって占められる役員の割合及び外国人等が直接的に保有する議決権の割合を記載いただく必要があります。</p>
28	「ギャップフィルアー」に関する技術基準はどのようなものか。	<p>テレビの「ギャップフィルアー」についてはテレビジョン放送の中継局に関する技術基準が適用されますが、そのうち、周波数の許容偏差、空中線電力の許容偏差については、50ミリワット以下の中継局であるため、緩和された基準が、また、搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(スペクトルマスク)についても緩和された基準が適用されます。</p> <p>ラジオの「ギャップフィルアー」についてはFM放送の中継局に関する技術基準が適用されますが、そのうち空中線電力の許容偏差については250ミリワット以下の中継局であるため、緩和された基準が適用され、搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(スペクトルマスク)については追加された基準が適用されます。</p> <p>なお、技術基準適合証明を取得することが可能です(別表1及び2参照)。</p>
29	受信障害対策中継局の技術基準適合の確認方法はどのようなものか。	<p>技術基準適合証明を取得した無線設備(「ギャップフィルアー」(=テレビジョン放送50ミリワット以下、ラジオ放送250ミリワット))のみを使用する場合は、即免許(検査不要)となります。ただし、技術基準適合証明を取得していない無線設備を使用する場合は、予備免許の後に落成検査が必要です。</p>
30	「ギャップフィルアー」を設置した場合、定期検査は必要か。	<p>テレビジョン放送は50ミリワット以下、ラジオ放送は250ミリワット以下であるため、不要です。(電波法施行規則第41条の2の6第2号参照。)</p>

3 1	「ギャップフィルター」の設備はどのように入手できるか。	電機製造業者、特にテレビ送受信関連機器、CATV関連機器等の製造を行っている会社において製造されています。
3 2	「ギャップフィルター」の設置工事について相談したい場合は、どちらへ行けばよいか。	受信障害対策中継局の「ギャップフィルター」の場合は、まず管轄する総合通信局（沖縄にあっては沖縄総合通信事務所。以下同じ。）に相談されることをお勧めします。総合通信局では、免許申請に必要な書類、記載要領等を説明します。 テレビジョン放送の受信障害対策中継局については、当該地域の地上デジタル放送に係る連絡会等（かつての各地域の地上デジタル放送推進協議会）の幹事社たる基幹放送事業者（以下、「幹事社」という。）の連絡先をお知らせします。ラジオ放送の受信障害対策中継局については、受信障害が生じているラジオ放送事業者の連絡先をお知らせします。その後当該幹事社またはラジオ放送事業者と連絡を取り、関連する事項の調整を行い、その調整実績を踏まえて総合通信局に申請書を提出することが効率的な流れとなります。（ガイドラインを参照してください。）
3 3	「ギャップフィルター」の設備を使用して独自番組の放送を行うことは可能か。	「ギャップフィルター」がテレビジョン放送を再放送する場合、基幹放送の種類は「高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送）」又は「高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送・受信障害対策中継放送）」となりますので、独自番組の放送を行うことはできません。 なお、ラジオの「ギャップフィルター」を設置し、コミュニティ放送（FM放送）を再放送することは可能です。
3 4	外国製の「ギャップフィルター」の設備を使用することは可能か。	適用される技術基準（質問28参照）を満足するものであれば使用可能です。
3 5	「ギャップフィルター」を設置する際、無線従事者を外部へ委託することは可能か。	外部企業等へ無線従事者を委託することは可能です。 なお、技術基準適合証明を取得した無線設備のみを使用し、開設する場合、その放送局に無線従事者の選任は必要ありません。
3 6	受信障害対策中継放送としてギャップフィルターは移動する電車内で設置することはできるか。	現行の法制度においては、基幹放送局は移動して運用することは想定されていないため、移動する航空機、船舶、電車内等への設置・開設は出来ません。
3 7	テレビジョン放送の受信障害対策中継放送としてワンセグ専用の「ギャップフィルター」を置くことはできるか。	受信障害対策中継放送とは、元の地上基幹放送の放送番組に一切変更を加えずそのまま再放送するものであるため、ワンセグ専用の「ギャップフィルター」を設置することは出来ません。 なお、受信障害対策中継局は、地上基幹放送局が放送する帯域全てを放送するため、ワンセグも同時に視聴が可能です。
3 8	受信障害対策中継放送に関	受信障害対策中継放送は元の基幹放送事業者の放送を

	<p>する放送法第176条第3項及び同第4項の規定は何が定められているのか。</p>	<p>受信しそのまま再放送することから、以下の規定については、受信障害対策中継放送は元の基幹放送事業者の放送とみなすことを規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正放送(放送法第9条1項) 受信障害対策中継放送により権利の侵害を受けた場合に、訂正放送の請求はもとの基幹放送事業者に行う。 ・ 再放送(放送法第11条) 元の基幹放送事業者以外の放送事業者が、受信障害対策中継局から再放送される放送を更に再放送する場合(受信障害対策中継局による多段中継の場合を除く。)は、元の基幹放送事業者の同意を得ることが必要である。 ・ 広告放送の識別のための措置(放送法第12条) 広告放送を受信障害対策中継放送により受信する場合でも、その放送が広告放送であることを識別できるようにするのは元の基幹放送事業者である。 ・ 受信契約及び受信料(放送法第64条) 受信障害対策中継放送を受信する場合でも、NHKの放送を受信できる放送設備を設置したものとみなす。 ・ 有料放送(放送法第147条第1項、第157条) 有料放送を受信障害対策中継放送により受信する場合でも、もとの基幹放送事業者と受信契約を結ぶ必要がある。 いわゆる受信者との関係、放送番組の制作・編集責任に関するものの適用については、元の基幹放送事業者の放送とみなす規定としたものです。
39	<p>受信障害対策中継局を開設した後、必要となる法的義務は何か(定期点検、業務日誌等)。</p>	<p>元の基幹放送事業者が設置する中継局と基本的に同様です。(別表3及び4参照)</p>
40	<p>受信障害対策中継局では、電波法第60条に基づく無線業務日誌は毎日記載しなければならないのですか。また、記載しなければならない事項は何か。</p>	<p>受信障害対策中継局では、電波法施行規則第40条に規定されるように、機器が故障したとき、電波の規正について指示を受けたとき、放送を休止したとき、放送が中断されたときなど特別な時にのみ、それらに関する事項を記載することになります(受信障害対策中継局であることから元の基幹放送事業者が設置する基幹放送局に比べ記載事項は省略化されており、上記以外は、毎日日誌を作成する必要はありません。)。 なお、無線業務日誌は、使用後も2年間は保存義務がありますのでご注意ください。</p>
41	<p>受信障害対策中継局では、無線局に備え付けなければならないとされる時計(電波法第60条)の備え付けは必要ないのか。</p>	<p>受信障害対策中継局は、無人方式の無線局であることから、時計の備え付けは省略できることとされています。</p>
42	<p>受信障害対策中継局では、放送法施行規則第84条に基づく基幹放送業務日誌は毎日記載しなければならないのですか。</p>	<p>受信障害対策中継局の免許を受けた者は、特定地上基幹放送事業者(基幹放送事業者)に該当することから、放送を休止したとき、放送が中断されたときなど特別な時にのみ、それらに関する事項を記載することになります。上記以外は、毎日日誌を作成する必要はありません。</p>

		ん。
4 3	受信障害対策中継局では、放送法第115条第2項及び放送法施行規則第127条に基づく設備に関する報告はしなければならないのですか。	放送法第115条第2項及び放送法施行規則第127条に基づく設備に関する報告については、受信障害対策中継放送を行う特定地上基幹放送事業者は、同法第176条第1項の規定により、適用の対象外となっています。
4 4	受信障害対策中継局では、基幹放送に用いられる電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならないのですか。	放送法施行規則第104条から第115条の2までの基幹放送に用いられる電気通信設備に係る規定については、受信障害対策中継局に関しては、同法第176条第1項の規定により、適用の対象外となっています。
4 5	元の基幹放送事業者の放送を受信して、一定時間後に記録した内容を受信障害対策中継放送として放送することはできるか。	受信障害対策中継放送は、元の基幹放送事業者の放送を受信し、再放送する各チャンネルの全ての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再放送するものであり、一定時間後に記録した内容を放送することはできません。
4 6	元の基幹放送事業者の放送を受信して、その一部の放送チャンネル（周波数）のみを対象として受信障害対策中継放送を行うことはできるか。	受信障害対策中継放送は、「相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送」であることから、障害が起きているチャンネル（周波数）の全部又は一部について再放送を行う受信障害対策中継局の開設は可能です。
4 7	元の基幹放送事業者等の難視聴解消努力義務との関係はどうなるのか。	<p>放送法第92条の規定に基づき、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は放送対象地域において当該基幹放送があまり受信可能となるよう努めるものとされています。このため、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、計画的に中継局を設置する等により、地形的自然難視聴の区域の解消に努めていかなければなりません。</p> <p>建造物等による障害は、第三者の人為的な原因により生じるものであり、元の基幹放送事業者等には、このような障害まで解消する義務はないものです。</p> <p>また、周辺の事情から、本来であれば良好に受信できる区域であるのに、丘陵、山間地等により障害が発生している場合は、基幹放送事業者等によっては、経営事情から、これらの区域に向けての中継局の設置までには相当時間を要する例があります。</p> <p>よって、受信障害対策中継局は、このような区域において特例的に地方自治体等、元の基幹放送事業者等以外の者であっても中継局を設置できるようにし、住民の放送に対する需要に速やかに応じようとするものであり、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者の難視聴解消努力義務を免除するものではありません。</p>
4 8	受信障害対策中継放送を行う者は、番組基準の策定等の	受信障害対策中継局の免許を受けた者は、基幹放送事業者に該当しますが、元の基幹放送事業者の放送番組を

	義務はあるのか。	そのまま中継するだけであり、何ら編集に関与しません。よって、受信障害対策中継放送を行う者に対し、放送法に課せられている番組基準の策定等の諸規律については、同法第176条第1項の規定により、その適用が除外されています。
49	「相当範囲」とは、どういう範囲か。	放送対象地域内において、建造物等人為的要因あるいは地形等自然的要因により電波障害を受け良好な受信ができない地域であり、その大きさは中継局の設置による対策が有効な範囲であることから、自ずと一定規模以上の広がりを想定しているものです。なお、一定規模は、人口密度に比例するものではありません。
50	「受信の障害」とは、何か。	放送対象地域内において、建造物等人為的要因、地形等自然的要因あるいは受信の障害が発生しており良好な受信ができない地域であり、周辺の状況から、本来であれば良好に受信できる地域であるのに、受信ができない場合に用いています。
51	元の地上基幹放送事業者の放送を再放送同意なしに放送することは、著作権法上の問題を生じることにならないか。	著作権法第38条第2項において、「放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信を行うことができる。」と規定されており、営利を目的とせず、料金を受けとらない場合には、問題がないものとされています。(問15の回答を参照) 受信障害対策中継放送は、再放送にあたり料金を徴することを想定していないことから、著作権法上の問題は生じないものです。
52	受信障害対策中継放送を行うにあたり委託監視者を配置することは可能か。	委託監視者を配置しなければならないというものではありません。しかし、受信障害対策中継局の開設にあたり、停波等の障害が発生した際に問題が受信障害対策中継局にあるのか、上位の放送事業者にあるのかを把握するために連絡体制の構築など情報の伝達ルート確保をお願いしていることから、方法の一つとして委託監視者を配置し、配置にあたって、放送事業者との間で、配置の確認書を取り交わすこと等は問題ありません。
53	再免許とは何か。	無線局の免許には、電波資源の有限希少性から、電波利用の適切性の確認や公平性の確保のために有効期間が設けられており、有効期間の後も継続して無線局を開設する必要がある場合は、申請により再免許を受ける必要があります。 受信障害対策中継局の免許期間は通常5年間であり、継続して開設する場合は、5年ごとに再免許を受ける必要があります。
54	最初の免許から5年を経過していないがなぜ再免許申請の必要があるのか。	受信障害対策中継局を含む地上基幹放送局の免許期間は通常5年間(臨時目的放送を専ら行うものを除く。)ですが、その免許期間は、電波法施行規則第8条において同時に満了するよう定められており、最初の免許を受けたときから他の基幹放送局の同時満了日までの期間が5年に満たない場合は、他の基幹放送局の同時満了日まで

		<p>の期間に合わせた免許期間となります。</p> <p>なお、それ以降の再免許の免許期間は、5年間となります。</p>
5 5	再免許申請の手続を指定期間内に行わない場合どのようになるか。	<p>無線局の免許の有効期限までしか運用することが出来なくなります。有効期限を越えて、再免許を受けていない受信障害対策中継局を運用した場合は、電波法違反となりますので、ご注意ください。</p>
5 6	再免許申請の手続の際に検査は必要か。	<p>再免許に当たっては、無線局免許手続規則第20条の規定に基づき落成後の検査に相当する検査はありません。</p> <p>また、「ギャップフィラー」(テレビジョン放送50ミリワット以下、ラジオ放送250ミリワット以下)の場合は、電波法施行規則第41条の2の6第2号の規定に基づき、免許期間中の定期検査も行われません(質問30参照)。</p>
5 7	ラジオ放送の受信障害対策中継局の置局可能な範囲はどうなっているのか。	<p>県域・広域FMラジオ放送及びコミュニティ放送については、放送対象地域の範囲内で置局が可能です。</p> <p>AMラジオ放送及びAMラジオ放送のFM補完中継局による放送については、基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)の規定により、上位局の放送区域内に難聴地域が存在する必要があります。</p> <p>(別図2参照)</p> <p>【参考:基幹放送用周波数使用計画 第1】</p> <p>5 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局(以下「補完中継局」という。)のうち第4の3に定める周波数を使用するもの以外のもの(以下「その他の補完中継局」という。)の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするその他の補完中継局</p> <p>90.1MHzから94.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数</p> <p>(3) 外国波による混信対策又は地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策若しくは地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)を開設目的とするその他の補完中継局</p> <p>76.1MHzから94.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数</p>

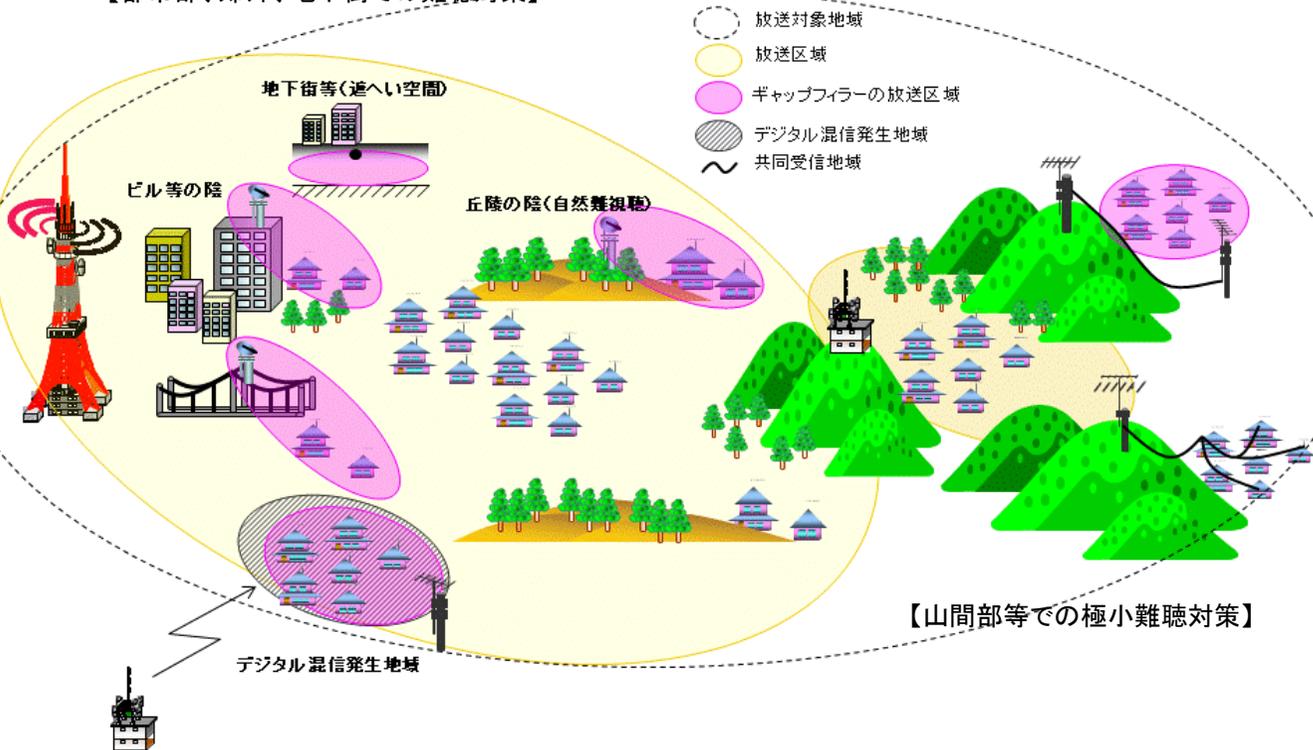
58	<p>県域・広域ラジオ放送の再免許は平成30年、令和5年、10年…だが、コミュニティ放送の再免許は令和2年、7年、12年…であるが、たとえば、県域FMラジオ放送とコミュニティ放送の両方を再放送する受信障害対策中継局の免許の有効期間はどうか。</p>	<p>電波法第13条により、「免許の有効期間は、免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定める」され、電波法施行規則第7条において、受信障害対策中継局は「5年」とされています。</p> <p>また、電波法施行規則第8条において、免許の有効期間の終期の統一について規定されており、地上基幹放送局については、放送法施行規則別表第5号に規定されるとおり、放送対象地域によって、コミュニティ放送とそれ以外で区別して有効期間の終期が統一されています。 (コミュニティ放送=令和7年10月31日、それ以外=令和5年10月31日)</p> <p>よって、ラジオ放送の受信障害対策中継局の再免許は、上位局にかかわらず、令和5年、10年…となります。</p> <p>【参考:電波法施行規則 第8条】</p> <p>第八条 前三条の規定は、同一の種別(地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。)とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区別とする。)に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期(コミュニティ放送を行う地上基幹放送局にあつては、別に告示で定める日、…(以下この項において「一定日」という。))に免許等(法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。)をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、前三条の規定にかかわらず、当該一定の時期(…)に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。</p>
59	<p>超短波放送の受信障害対策中継放送として送受一体型の設備を使用することはできるか。</p>	<p>超短波放送のための受信障害対策中継局は、難聴対策を行おうとする放送区域の基幹放送局と同一の周波数を選定しなければならないため、同一周波数の利用が不可能な送受一体型の設備は使用できません。</p>

テレビジョン放送／ラジオ放送の「ギャップファイラー」の概要

- ギャップファイラーとは、山間部、地下街などの遮蔽空間やビル陰など、放送の受信が困難な地域（難聴地域）において、小さな出力の電波により難聴地域を解消する中継設備であり、テレビ・ラジオ放送事業者以外の者（市町村、ビルオーナー等）が設置することを可能とするもの。
- 技術基準の緩和により、定期検査省略、無線従事者の選任不要等の簡易な手続きによる開設・運用が可能となっている。

ギャップファイラーの使用が想定される地域のイメージ

【都市部、郊外、地下街での難聴対策】



【山間部等での極小難聴対策】

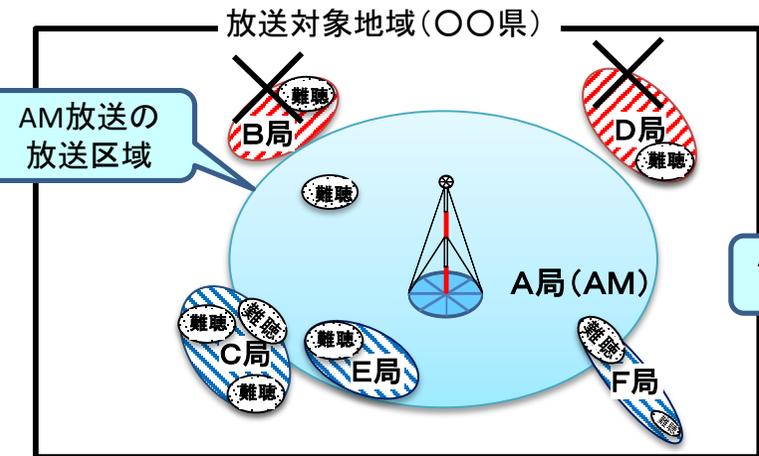
(参考)これまでの経緯

H2	電波法改正により「受信障害対策中継局」の制度創設。
H20	地上デジタル放送の推進に伴い、テレビジョン放送に係る受信障害対策中継局について技術基準を緩和。 →定期検査省略、無線従事者の選任不要の対象局となり、簡易な手続きによる開設・運用が可能となった。
H22	放送法等の改正によりラジオ放送についても「受信障害対策中継局」の開設が可能となった。 (ただし、無線従事者の選任、定期検査は必要。)
H25	放送ネットワークの強靱化に関する検討会開催 (災害・難聴等対策のためのAM放送のFM補完について提言)
H27	H27.7 ラジオのギャップファイラー導入のための技術的条件について情報通信審議会より一部答申 H27.11 ラジオのギャップファイラーの技術基準の導入に係る制度整備 →ラジオのギャップファイラーについても、テレビジョン放送と同様に簡易な手続きによる開設・運用が可能となった。

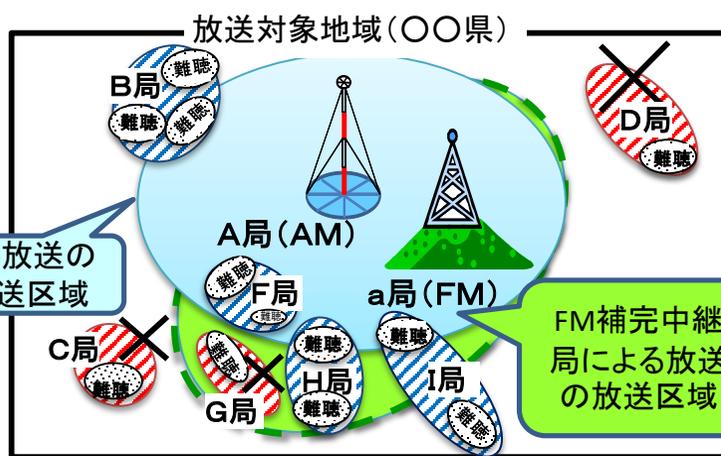
別図2 ラジオの受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の置局可能な範囲について

①-1 AM放送のための受信障害対策 / ①-2 FM補完中継局のための受信障害対策

★難聴区域が中継を行うAM放送の放送区域に存在すること。
 (AM放送のFM補完中継局の中継を行う場合には、被補完局であるAM放送区域に難聴区域が存在すること。)



AM受信による再送信



FM受信による再送信

AM FM : 放送区域

放送対象地域

放送区域外

放送区域を含む

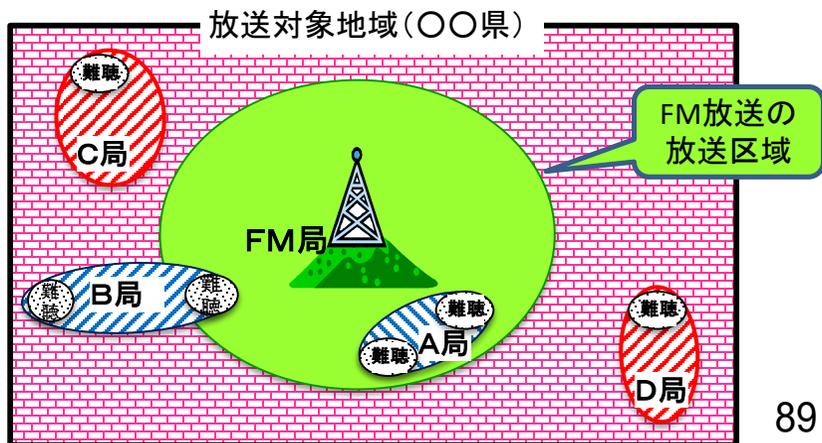
: 置局可能な範囲

: 難聴・受信障害区域

※①の受信障害対策中継局はFM補完中継局として扱う。

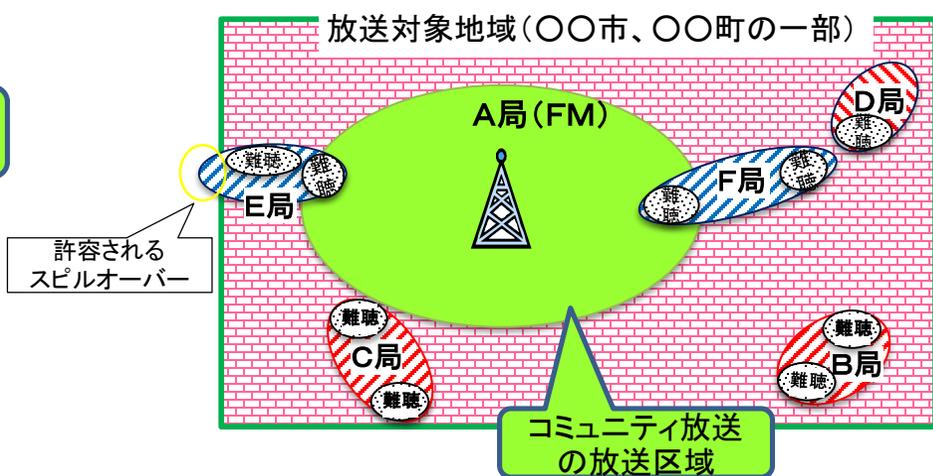
② 広域・県域FM放送のための受信障害対策

★難聴区域が中継を行うFM放送の放送対象地域に存在すること。



③ コミュニティ放送のための受信障害対策

★難聴区域が中継を行うコミュニティ放送の放送対象地域の範囲内に存在すること。



テレビジョン放送に関する技術基準

	基幹放送局 (上位局が ない局)	他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局 (上位局がある局)		
		0.5W超	0.05W超~0.5W以下	0.05W以下
周波数許容偏差 (注2)	500Hz (注1)	3kHz	10kHz	20kHz
空中線電力 許容偏差	+10%/-20%		+20%/-20%(注3)	+50%/-50%

「ギャップファイラー」

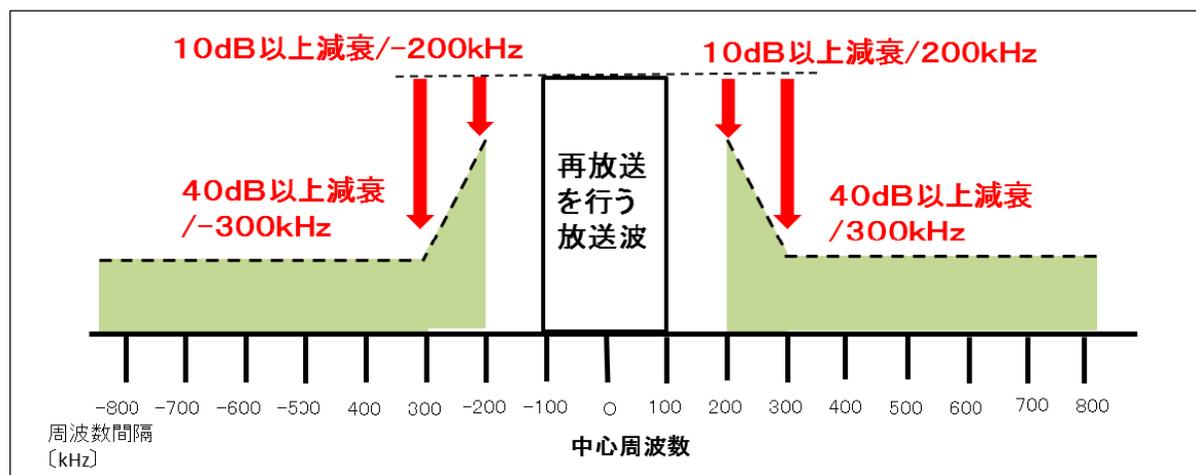
(注1) SFN運用する場合は、上位局がない局にあつては1Hzとする。

(注2) SFN運用の関係にある局間は、上表に示す各々の許容偏差を満足した上で局間相互の相対偏差が10Hz以内であるものとする。

(注3) 複数波同時増幅を行う送信設備に限る。

	2.5W超	0.25W超~2.5W以下	0.25W	0.025W超~0.25W超未満	0.025W以下
スペクトルマスク	50dBマスクに対応	50dBマスクと40dBマスクの 中間に対応	40dBマスクに対応	40dBマスクと30dBマスクの 中間に対応	30dBマスクに対応

項目	技術基準	
周波数	76MHz～95MHz	
周波数の許容偏差 (周波数安定度)	20×10^{-6}	
占有周波数帯幅の許容値	200kHz	
空中線電力	250mW以下	
空中線電力の許容偏差	上限50%、下限50%	
不要発射の強度の許容値	帯域外領域におけるスプリアス 発射の強度の許容値	スプリアス領域における 不要発射の強度の許容値
	100 μ W以下	25 μ W以下
副次的に発する電波等の限度	4nW以下	



搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(スペクトルマスク)

テレビジョン放送の「受信障害対策中継放送を行う基幹放送局」の手続き ～「ギャップファイラー」を用いた放送局の開設～

	テレビジョン放送の受信障害対策中継放送を行う放送局(GF)の開設	元の地上基幹放送事業者の放送局(GF)の開設
免許主体	元の地上基幹放送事業者以外の者 (市町村及び受信障害解消を図るための団体等)	元の地上基幹放送事業者
申請書類(電波法第6条) ※免許の単位	元の地上基幹放送事業者の放送局の申請書類と同じ。 ・1局で複数のCHを申請可能。(手続規則第2条第5項)	免許の申請は、希望する周波数の一ごとに行う。
電波利用料(電波法第103条の2)	◎年額 400円(1局)	◎年額 1,900円(1局・20mW未満) 195,600円(1局・20mW以上2kW未満)
落成検査(電波法第10条)	技術基準適合証明 ^{注1} を取得した無線設備のみを使用する場合は即免許。その他の設備を使用する場合は検査必要(登録検査等事業者の活用が可能)	技術基準適合証明 ^{注1} を取得した無線設備のみを使用する場合は即免許。その他の設備を使用する場合は検査必要(登録検査等事業者の活用が可能)
有効期間(電波法第13条)	5年間(一斉再免許の適用 ^{注2})	5年間(一斉再免許の適用 ^{注2})
無線従事者(電波法第39条)	簡易な操作 ^{注1} を適用し不要	簡易な操作 ^{注1} を適用し不要
無線業務日誌(電波法施行規則第40条)	記載が必要(機器が故障したとき、放送を休止したときなど)	記載が必要(機器が故障したとき、放送を休止したときなど)
基幹放送業務日誌(放送法施行規則第84条)	記載が必要(放送を休止したときなど)	記載が必要(放送を休止したときなど)
設備に関する報告(放送法施行規則第127条)	不要	必要
定期検査(電波法施行規則第41条の2の6)	不要	不要
再放送同意(放送法第11条)	法律上、元の地上基幹放送事業者からの同意取得は不要。 なお、放送の中止事故の際早期復旧を図れるよう緊急連絡網の構築について審査基準で規定。	—

注1 無線従事者について、開設する基幹放送局が技術基準適合証明の無線設備を使用しない場合は、第2級陸上特殊無線技士が必要。(無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作に限る。)

注2 基幹放送局は、一斉再免許を行っているため免許日を統一。(直近は平成30年11月1日、その後5年毎であるため、その期間の途中に免許を受けた場合は、5年に満たない場合あり。)

ラジオ放送の「受信障害対策中継放送を行う基幹放送局」の手続き ～「ギャップフィラー」を用いた放送局の開設～

	ラジオ放送の受信障害対策中継放送を 行う基幹放送局(GF)の開設	(参考) 元の地上基幹放送事業者の基幹放送局の開設
免許主体	元の地上基幹放送事業者以外の者 (市町村及び受信障害解消を図るための団体等)	元の地上基幹放送事業者
申請書類(電波法第6条) ※免許の単位	元の地上基幹放送事業者の放送局の申請書類と同じ。 ・1局で複数のCHを申請可能。(手続規則第2条第5項)	免許の申請は、希望する周波数の一ごとに行う。
電波利用料(電波法第103条の2)	◎年額 400円(1局)	◎年額 3,500円(1局・200W以下)
落成検査(電波法第10条)	技術基準適合証明^{注1}を取得した無線設備のみを使用する場合は即免許。 その他の設備を使用する場合は検査必要(登録検査等事業者の活用が可能)	必要
有効期間(電波法第13条)	5年間(一斉再免許の適用 ^{注2})	5年間(一斉再免許の適用 ^{注2})
無線従事者(電波法第39条)	簡易な操作^{注1}を適用し不要	必要
無線業務日誌(電波法施行規則第40条)	記載が必要(機器が故障したとき、放送を休止したときなど)	記載が必要(機器が故障したとき、放送を休止したときなど)
基幹放送業務日誌(放送法施行規則第84条)	記載が必要(放送を休止したときなど)	記載が必要(放送を休止したときなど)
設備に関する報告(放送法施行規則第127条)	不要	必要
定期検査(電波法施行規則第41条の2の6)	不要	必要
再放送同意(放送法第11条)	法律上、元の地上基幹放送事業者からの同意取得は不要。 なお、放送の中止事故の際早期復旧を図れるよう緊急連絡網の構築について審査基準で規定。	—

注1 無線従事者について、開設する基幹放送局が技術基準適合証明の無線設備を使用しない場合は、第2級陸上特殊無線技士が必要。(無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作に限る。)

注2 基幹放送局は、一斉再免許を行っているため免許日を統一。(直近は平成30年11月1日、その後5年毎であるため、その期間の途中に免許を受けた場合は、5年に満たない場合あり。)

《参考条文》

参照条文については、地上基幹放送局再免許等申請マニュアル《別冊》関係法令抜粋（https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/122831.html）もご参照ください。以下、再免許等申請マニュアルに記載のないものを記載しています。

○関係法令抜粋（令和5年1月現在）

- ・電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）
- ・電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）
- ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十七年郵政省令第三十七号）
- ・基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）
- ・電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）
- ・放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
- ・放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

○ 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）抄

（登録証明機関の登録）

第三十八条の二の二 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、前章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分（次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

一～三 （略）

2～4 （略）

（混信等の防止）

第五十六条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第五十二条第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

2 前項に規定する指定は、当該指定に係る受信設備を設置している者の申請により行なう。

3 総務大臣は、第一項に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。

4 前二項に規定するもののほか、指定の申請の手続、指定の基準、指定の取消しその他の第一項に規定する指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（時計、業務書類等の備付け）

第六十条 無線局には、正確な時計及び無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかななければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に相当する日（相当する日がない場合には、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2～28 （略）

別表第六（第百三条の二関係）

無線局の区分		金額
(略)		
七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局(三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)	第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの	四百円
	(略)	(略)
(略)		

○ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）抄

（簡易な操作）

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。（略）

一～五 （略）

六 次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

（１）～（４） （略）

（５） 無線標定陸上局その他の総務大臣が別に告示する無線局

七・八 （略）

○ 平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）抄

一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。

1 地上基幹放送局（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うものであって、次に掲げるものに限る。）

（一） 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行うものであって、空中線電力〇・二五ワット以下のもの

（二） テレビジョン放送を行うもの（移動受信地上基幹放送を行うものを除く。）であって、空中線電力〇・〇五ワット以下のもの

2 地上一般放送局（エリア放送を行うもので、占有周波数帯幅が五・七 MHz のものにあつては空中線電力〇・一三ワット以下のもの、占有周波数帯幅が四六八 kHz のものにあつては空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）

3～7 （略）

二・三 （略）

（備付けを要する業務書類）

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一 船舶局及び船舶地球局	（一）・（二） （略） （三） 免許規則第十二条（同規則第二十五条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の変更の申請書の添付書類及び届出書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの）（１） （四）～（十） （略）
（略）	
七 基幹放送局	（一） 免許状 （二） 無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十

	六条の二の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書（その記載を省略した部分のみのものとする。）及び同規則第十七条の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し）（１） （三） 一の項の（三）に掲げる書類（１）
（略）	

注一 （１）を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

二・三 （略）

2～10 （略）

（時計、業務書類等の省略）

第三十八条の二 法第六十条ただし書の規定により、時計、無線業務日誌及び前条に規定する書類の全部又は一部について、その備付けを省略できる無線局は、総務大臣が別に告示する。

2 （略）

○ 昭和三十五年郵政省告示第千十七号（時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）抄		
一 時計、業務書類等の備付けの省略		
次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものの備付けを省略することができる。		
	無線局の種別	省略できる時計、業務書類等の範囲
一	（一） 地上基幹放送局、地上基幹放送試験局、海岸局、航空局、船舶局、航空機局、無線航行陸上局、無線標識局、海岸地球局、航空地球局、船舶地球局、航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。以下同じ。）、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、非常局、基幹放送を行う実用化試験局、標準周波数局及び特別業務の局（無線局根本基準第七条の三に規定するものを除く。）以外の無線局 （二） 無人方式の無線設備の局（（一）の無線局を除く。）	時計
二	地上基幹放送局、地上基幹放送試験局、海岸局、航空局、船舶局、航空機局、無線航行陸上局、無線標識局、海岸地球局、航空地球局、船舶地球局、航空機地球局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、非常局及び基幹放送を行う実用	無線業務日誌

化試験局以外の無線局	
(略)	
二・三	(略)

(無線業務日誌)

第四十条 法第六十条に規定する無線業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一 海上移動業務、航空移動業務若しくは無線標識業務を行う無線局（船舶局又は航空機局と交信しない無線局及び船上通信局を除く。）又は海上移動衛星業務若しくは航空移動衛星業務を行う無線局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものを除く。）

(1) 無線従事者（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。次条において同じ。）の氏名、資格及び服務方法（変更のあつたときに限る。）

(2) (略)

(3) 発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときは、その措置の内容

(4) 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容

(5) 電波の規正について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容

(6)・(7) (略)

二 基幹放送局

(1) 前号の(1)及び(3)から(5)までに掲げる事項

(2) (略)

(3) 運用規則第百三十八条の二の規定により緊急警報信号を使用して放送したときは、そのたびごとにその事実（受信障害対策中継放送又は同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局の場合を除き、緊急警報信号発生装置をその業務に用いる者に限る。）

(4) 予備送信機又は予備空中線を使用した場合は、その時間

(5) 運用許容時間中において任意に放送を休止した時間

(6) 放送が中断された時間

(7) 遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第七十四条第一項に規定する通信を行ったときは、そのたびごとにその通信の概要及びこれに対する措置の内容

(8) その他参考となる事項

三 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する時刻は、次に掲げる区別によるものとする。

一 (略)

二 前号以外の無線局においては、中央標準時

4 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から二年間保存しなければならない。

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 (略)

二 地上基幹放送局であつて、次に掲げるもの

(1) 受信障害対策中継放送(超短波放送(デジタル放送を除く。)に係るものに限る。)を行うものであつて、空中線電力が 0.25 ワット以下のもの

(2) 470 MHzを超え 710 MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送を行うものであつて、空中線電力が 0.05 ワット以下のもの

三～二十六 (略)

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）抄

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一～五十六 （略）

五十七 設備規則第三十七条の二十七の十及び第三十七条の二十七の十一においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の二 設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の三 （略）

五十七の四 設備規則第三十五条から第三十七条の二までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

五十八～八十 （略）

2 （略）

○ 基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）抄

第1 総則

1～3 （略）

4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、(4)の中継局(コミュニティ放送を行うものを除く。)の周波数については、76.1MHz から 89.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数の中から選定するものとする。

(1)・(2)・(3) （略）

(4) 超短波放送を行う中継局((2)及び(3)に掲げるものを除く。)

(5) テレビジョン放送(地上系)を行う 3W 以下の中継局(移動受信用地上基幹放送(放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 14 号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。)を行うものを除く。)

5 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局(以下「補完中継局」という。)のうち第 4 の 3 に定める周波数を使用するもの以外のもの(以下「その他の補完中継局」という。)の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として 100W 以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。(略)

6～9 （略）

10 コミュニティ放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、原則として、周波数は次の周波数のなかから選定し、空中線電力は 20W 以下で必要最小限のものとする。

76.1MHz、76.2MHz、76.3MHz、76.4MHz、76.5MHz

11・12 （略）

○ 電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）抄

（無線局の局種別審査）

第4条 無線局の局種別の審査は、別紙1に定めるところによる。

（無線局の目的別審査）

第5条 無線局の目的別の審査は、別紙2に定めるところによる。

別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準

第2 地上基幹放送局

1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）

高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下本項1において「DTV放送局」という。）の審査は、第2章の基準によるほか、次により行う。

(1) DTV放送局の放送区域は、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。ただし、以下の各事項に合致すると判断される場合には、その局の設置が当該基幹放送事業者の放送対象地域を超えて差し支えないものとする。この場合、放送対象地域を超える放送区域は、必要最小の範囲となるよう、基幹放送事業者等において設置場所の選定及び技術的な措置を講じること。

ア 当該放送中継局の設置が難視聴解消を目的とするものであること。

イ 地域の地理的事実及び当該基幹放送事業者等の経済的事実から必要不可欠であること。

ウ 割り当てる周波数が現に存在すること。

エ 現状で周波数の割り当てが可能であっても、当該放送中継局の設置場所が放送対象地域となる基幹放送事業者等の設置計画に支障を来さないこと等について、当該基幹放送事業者等の意見を聴取し問題ないと判断できるものであること。

(2) 放送区域を示す図は、送信空中線の位置、高さ、指向特性及び実効輻射電力からみて適正に記載されているものであること。なお、計算値により記載されている場合には、放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出方法（昭和35年郵政省告示第640号）によるものであること。

(3) 送信方式は、DTV放送局にあつては、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）に適合するものであること。

(4) 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、垂直とすることができる。

ア 他の地区のDTV放送局との干渉を避けるために必要な場合。

イ その局を開設しようとする地区において、その局と同一の周波数帯を使用し、かつ、垂直の偏波面による他のDTV放送局がある場合。

ウ 極微小電力テレビジョン放送局のうちDTV放送局であつて、別紙2の第5の6(2)ア又はエの区域において受信障害対策中継放送を行うもの及び基幹放送事業者等が開設するもの（以下「難視聴対策用ギャップフィルター」という。）が単一周波数ネットワーク（以下「SFN」という。）による中継を行う場合において、当該難視聴対策用ギャップフィルターの電波と他の電波との混信を避けるとともに、極微小電力による電波の能率的な利用を確保するために、難視聴対策用ギャップフィルターの電波と混信のおそれのある他の電波（難視聴対策用ギャップフィルターにより再

- 放送しようとする放送の電波を含む。)の偏波面と直交させるとき。
- (5) 周波数の選定は、次の基準により行う。
- ア 他のDTV放送局との混信妨害
- (ア) 開設又は変更しようとするDTV放送局(以下「申請局」という。)は、申請局及び他のDTV放送局の放送区域内において、次の混信保護比を満足すること。

希望波	妨害波		混信保護比 (dB)
デジタル放送波	デジタル放送波	妨害波と希望波が同一チャンネルの場合	28(注)
		妨害波が希望波の上隣接チャンネルの場合	-29
		妨害波が希望波の下隣接チャンネルの場合	-26

- (注) 開設又は変更しようとするDTV放送局にあつて、SFNによる中継を行う場合には、この値によらないことができるが、その判断に必要な受信状況に関する資料の提出を当該申請者から求めること。
- (イ) 交差偏波による改善量については、次により求めた値とする。

周波数帯	角度差 θ (deg)	改善量(dB)
UHF帯	0~20	16
	20~60	$16 - \{(\theta - 20) \times (16/40)\}$
	60~180	0

- (ウ) 既設の他のDTV放送局の他、開設が予定されているもの等についても、できる限り考慮すること。
- イ DTV放送局の中継局の周波数の選定
- DTV放送局の中継局の周波数のうち、基幹放送用周波数使用計画第5に規定する周波数(以下この項において「計画済みの周波数」という。)以外の周波数の選定は、原則として次により行う。
- (ア) 既設のDTV放送局のチャンネル並びに計画済みの周波数に変更を来たさないこと。
- (イ) 周波数の選定に当たっては、将来必要なチャンネル数を考慮すること。
- (ウ) 偏波面は、(4)の規定により、申請局を開設又は変更しようとする地区において既設のDTV放送局が採用している偏波面とすること。ただし、それによるものが困難な場合に偏波面の変更を検討すること。
- (エ) 申請局が難視聴対策用ギャップフィルターであつて、偏波面を難視聴対策用ギャップフィルターの電波と混信のおそれのある他の電波(難視聴対策用ギャップフィルターにより再放送しようとする放送の電波を含む。)の偏波面と直交させる場合は、(ウ)にかかわらずその直交させた偏波面とすること。
- (オ) 周波数の選定は、ネットワークの上位局とSFNを行うことができるよう当該局のチャンネルと同じチャンネルを選定すること。ただし、申請局が難視聴対策用ギャップフィルターの場合を除き、ネットワークの上位局のチャンネル番号が53から62までである場合は、チャンネル番号が52以下の検討に限り(カ)を優先すること。
- (カ) (オ)においてSFNを行うことが困難な場合には、別のチャンネルを検討すること。この場合、申請局を開設又は変更しようとする地区における他のDTV放送局のチャンネルとできる限り連続した番号となるようにすること。
- ウ 他の無線局等への混信妨害

- (ア) 他の無線局への混信を排除するため、申請局の電波の高調波及び他の無線局との相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定すること。
- (イ) 電波天文業務で総務大臣が指定するものの運用を阻害しない周波数を選定すること。

エ 470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用する放送番組中継を行う固定回線との混信妨害

別紙2第5の1(3)の2オの混信検討を満足する周波数を選定すること。この場合、既設の固定回線のほか、開設が予定されているもの等についても、できる限り考慮すること。

- (6) 空中線電力の審査は、(2)から(5)までに掲げる基準に準じて行う。この場合において、実効輻射電力(指向性空中線を使用する場合にあっては、最大実効輻射電力)の値は、次により整理すること。

空中線電力に空中線利得、給電線損失等を乗除して3けたまで計算し、3けた目を四捨五入して2けたで表示すること。ただし、1けた目の数字が1の場合において、3けた目の数字が2以下のときには切り捨て、8以上の場合には切り上げ、3から7までのときは5とすること。

- (7) 周波数の許容偏差の審査

開設又は変更しようとするDTV放送局がSFNを行わない場合の周波数の許容偏差については、無線設備規則別表第1号注21の規定によるものとする。

- (8) 申請局がSFNを行う難視聴対策用ギャップフィルアーの場合にあっては、次の難視聴対策用ギャップフィルアーとSFNを形成する基幹放送局の電波と当該難視聴対策用ギャップフィルアーによる電波との混信の防止策が講じられるものであること。

ア 送信空中線の指向性により不要な方向への電波の発射を抑制すること。

イ できる限り低い地上高から送信することにより、その送信を不要とする領域における電波の発射を抑制すること。

- 2 超短波放送局(地上系)(基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。)

超短波放送局(地上系)(基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM放送局」という。)の審査は、1(1)の基準によるほか、次により行う。この場合において1(1)中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。

- (1) 送信の方式は、超短波放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第86号)に適合するものであること。

- (2) 送信空中線

ア 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が原則として水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、その限りでない。

(ア) 同一場所に設置された既設空中線の偏波面に一致させる場合

(イ) 放送波による中継(以下「放送波中継」という。)を行っている回線への干渉を軽減できると認められる場合。

イ 多段空中線の使用により俯角を調整できる場合は、放送区域外に必要以上に電波を放射しないための措置を講じてあること。

ウ 地上高については、放送区域を示す図及び海拔高等からみて適切に記載されていること。

- (3) (略)

(4) 周波数の選定

別添に示す方法により選定すること。

(5) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局(以下「受信障害対策中継局」という。)であって、適合表示無線設備を使用するもの(以下「ラジオ放送のギャップフィルター」という。)の空中線電力は、1波当たり0.25W以下であること。

(6) (略)

(7) 申請局が基幹放送用周波数使用計画第1の5に規定する補完中継局(以下「補完中継局」という。)である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。

ア 次のいずれかの対策を目的としているものであること(ただし、(エ)については、基幹放送用周波数使用計画第1の5に規定するその他の補完中継局に限る。)

(ア) 中波放送の基幹放送局の送信設備及び中継回線設備(以下「送信設備等」という。)が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策(以下「災害対策」という。)

(イ) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策(以下「都市型難聴対策」という。)

(ウ) 外国波による混信対策(以下「外国波混信対策」という。)

(エ) 地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)(以下「地理的・地形的難聴対策」という。)

イ 災害対策を目的とする場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 送信設備等の設置場所が次のいずれかの地域に該当している場合であって、自然災害等により送信設備等に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくなる可能性が高いと認められるものであること。

A 都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域

B 河川敷内又は水防法(昭和24年法律第193号)に基づき指定された外水氾濫区域(浸水想定区域)であって、洪水による被害が想定されているもの

C 送信設備等が設置された敷地内に活断層があることが判明している地域

D 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域であって、土砂災害による被害が想定されているもの

E 都道府県又は市区町村が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域

F AからEまでに掲げるもののほか、法令又は条例等に基づき都道府県又は市区町村が特定した自然災害により送信設備等が大きな被害を受ける可能性が高い地域(当該都道府県又は市区町村と放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内の送信設備等に係る災害対策の補完中継局等の必要性が盛り込まれている場合に限る。)

(イ) 中波放送の放送対象地域の沿岸の大部分において都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等により大規模な津波等の被害が発生する可能性が高く、災害対策を行う必要があると認められるものであること。

ウ 都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策を目的とする場合

にあつては、中波放送の放送区域において、平成23年総務省告示第284号(中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件)に規定する中波放送を行う基幹放送局の電界強度を満たさない地点又は電気雑音の影響や外国波混信等により中波放送の聴取が困難と判断される地点(平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)第3項第3号の表3の項(3)の受信状況の評価が2以下である地点をいう。)が、継続的かつ原則として1キロメートル四方(受信障害対策中継局の場合にあつては、250メートル四方)のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。

エ 空中線電力

空中線電力の選定は、次の基準により行う。

(ア) 申請局が使用する周波数が基幹放送用周波数使用計画第4の3に定めるものの場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

A 申請局の送信設備の設置場所の属する都道府県(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府)を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者(日本放送協会(茨城県を除く。))及び放送大学学園を除く。)の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。

B 申請局に係る空中線電力は、中波放送の親局の放送区域(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府、二の府県を含む場合(滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県)にあつては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域)のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

(イ) その他の補完中継局である場合にあつては、原則100W以下とし、中波放送の中継局等の放送区域のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

オ 他の無線局等への混信妨害等

(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。

(イ) 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に対する障害、受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害及び超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を適切に実施していること。

(ウ) マルチメディア放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する

る送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)第4章第1節に定める放送を行うものに限る。)又は超短波放送を行う基幹放送局を開設しようとする者と相互協調等による超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を協力して適切に実施していること。

(8) 申請局が、超短波放送を行う基幹放送局の放送区域等において、難聴対策等のため超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局であって、受信障害対策中継放送を行うものである場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。

ア 超短波放送の放送区域等において、平成23年総務省告示第285号に規定する超短波放送を行う基幹放送局の電界強度を満たさない地点又は電気雑音の影響や外国波混信等により超短波放送の聴取が困難と判断される地点(平成23年総務省告示第279号第3項第3号の表3の項(3)の受信状況の評価が2以下である地点をいう。)が、継続的かつ原則として250メートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。

イ 空中線電力は、超短波放送の基幹放送局の放送区域等のうち難聴が発生している地域における平成23年総務省告示第285号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

別添

FM放送局の周波数の選定方法

下表の条件を満足する周波数を選定すること。

(略)	(略)
11 受信障害対策中継局における検討	<p>(1) 申請局が難聴対策を行おうとする放送区域に係る基幹放送局が超短波放送を行う基幹放送局の場合にあっては、当該基幹放送局と同一周波数を選定。ただし、干渉等の理由により当該基幹放送局と同一周波数を選定できない場合は、割当可能な周波数で当該基幹放送局の周波数の近傍のものから選定</p> <p>(2) 申請局が難聴対策を行おうとする放送区域に係る基幹放送局が中波放送を行う基幹放送局の場合にあっては、割当可能な周波数のうち低い周波数から選定</p> <p>(3) 複数の周波数を使用して再送信を行う場合にあっては、当該周波数の差が600kHz以上となる周波数を選定</p>

(注) 他のFM放送局が自局と同期の関係にある場合には、この値によらないことができるが、その判断に必要な受信状況に関する資料の提出を当該申請者から求めること。

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第5 放送関係

6 受信障害対策中継放送を行う放送局

中波放送(受信障害対策中継放送)、超短波放送(受信障害対策中継放送)、超短波文字多重放送(受信障害対策中継放送)及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)を行う放送局(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この項において「デジタル受信障害対策中継局」という。)の審査は、次の基準に

よるほか、別紙1第2(同1の(3)に掲げる事項を除く。)の基準により行う。

(1) 受信障害対策中継局の免許を受けようとする者は、地方公共団体又は放送の受信障害解消を図るため放送の再放送を行う団体を基本とし、当該放送局の業務を公正かつ的確に運用することができる者であること。

(2) 放送の受信障害解消を図るため、次の区域において開設されるものであり、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。

ア 放送区域内における建造物等人為的要因及び丘陵等自然的要因により受信障害が発生している区域

イ 山間地等自然的要因により受信障害が発生しているため、他の放送区域に隣接した場所に放送の受信施設を設置し、連絡線により信号を伝送して放送を再放送する区域

ウ 地下街等において、基幹放送局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない区域

エ 他の基幹放送局等からの電波により受信障害が発生している区域

(3) 受信障害対策中継局の放送の中止事故の際、早期復旧を図ることができるよう、放送事業者等関係者と緊急連絡網を事前に構築し、早期復旧を確保する体制ができていること。

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）抄

（訂正放送等）

第九条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

2・3 （略）

（再放送）

第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

（広告放送の識別のための措置）

第十二条 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようにしなければならない。

（受信契約及び受信料）

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居（住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない

一 放送の受信を目的としない受信設備

二 ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする

一 受信契約の単位に関する事項

二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項（特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。）

三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項

四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その

他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

- イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合
 - ロ 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 4 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。
- 一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額
 - 二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額
- 5 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

(有料基幹放送契約約款の届出・公表等)

第百四十七条 有料放送(契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。)を行う放送事業者(以下「有料放送事業者」という。)は、基幹放送を契約の対象とする有料放送(以下「有料基幹放送」という。)の役務を国内受信者(有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件について契約約款(以下「有料基幹放送契約約款」という。)を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該有料基幹放送契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(契約によらない受信の禁止)

第百五十七条 何人も、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、国内において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならない

(適用除外等)

第百七十六条 この法律の規定は、受信障害対策中継放送(電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。)、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照

らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。
- 3 第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを受信障害対策中継放送を行う者が受信した基幹放送事業者の放送とみなして、第九条第一項、第十一条、第十二条、第四百四十七条第一項及び第五百五十七条の規定を適用する。
- 4 第一項の規定にかかわらず、第六十四条の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。
- 5 (略)

○ 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）抄

（基幹放送業務日誌）

第八十四条 基幹放送事業者の事務所には、基幹放送業務日誌を備え付けておかなければならない。

2 基幹放送業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一～三 （略）

四 任意に放送の業務を休止した時間

五 放送の業務が中断された時間

六 その他参考となる事項

○本件に関する問い合わせ先

北海道総合通信局（北海道）

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
情報通信部放送課 011-709-2311 (内)4665

東北総合通信局（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎
放送部放送課 022-221-4710(テレビジョン放送担当)
022-221-0671(ラジオ放送担当)

関東総合通信局（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1 九段第3合同庁舎
放送部放送課 03-6238-1706(テレビジョン放送担当)
03-6238-1705(ラジオ放送担当)

信越総合通信局（新潟県、長野県）

〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
情報通信部放送課 026-234-9939

北陸総合通信局（富山県、石川県、福井県）

〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎6階
情報通信部放送課 076-233-4492

東海総合通信局（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館
放送部放送課 052-971-9343

近畿総合通信局（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館
放送部放送課 06-6942-8624 (テレビジョン放送担当)
06-6942-8568 (ラジオ放送担当)

中国総合通信局（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
放送部放送課 082-222-3384

四国総合通信局（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4
情報通信部放送課 089-936-5037

九州総合通信局（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10-1
放送部放送課 096-326-7307

沖縄総合通信事務所（沖縄県）

〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B-1街区5階
情報通信課 098-865-2307

総務省情報流通行政局放送技術課・地上放送課

〒100-8926 千代田区霞が関2丁目1-2 中央合同庁舎2号
放送技術課 03-5253-5785(テレビ)
03-5253-5786(ラジオ)
地上放送課 03-5253-5793